全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校及び実態調査

（平成 29 年度）

研究成果報告書

平成 30 年3月

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
NISE National Institute of Special Needs Education

はじめに

国立特別支援教育総合研究所では、調査研究として、全国の小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の実態調査を継続的に実施してきている。

本調査報告書は、平成 29 年度における視覚障害教育研究班の活動の一環として実施した「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査」及び「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」の２つの調査についてまとめたものである。

「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査」は、国立特別支援教育総合研究所が毎年実施している全国の小学校及び中学校における特別支援学級及び通級指導教室の設置状況に関する基礎的調査の結果から弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置校のみを抽出し、設置状況等について、年度ごとの経年変化を調べるものである。

「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」は、５年に一度の頻度で実施している悉皆調査であり、今回の調査は平成 24 年度に引き続き実施したものである。本調査では、「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査」で抽出された弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置校を対象とした調査を通じて、弱視児童生徒の在籍状況を把握するとともに、弱視教育を取り巻く実態を明らかにすることを目的としている。また、これまで継続的に実施してきた実態調査の結果と比較検討することで現状と課題を明らかにし、今後の弱視教育研究に寄与する知見を得ることである。さらに、本調査では、これまで継続して実施してきた弱視児童生徒の在籍状況等に関する基本調査に加えて、授業における ICT 機器の活用状況や視覚障害教育の専門性向上のための研修に求める内容等についてもあわせて調査した。

本調査研究で得られた知見が、全国の小学校、中学校に設置された弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室や特別支援学校（視覚障害）において、教育情報等の共有資料として活用され、また、通常の学級に在籍する弱視児童生徒の学習指導資料として活用されることによって、今後の弱視教育研究の一層の推進に寄与できれば幸いである。

最後に、本調査におきまして、大変ご多用のところ、懇切丁寧にご協力をいただきました諸先生方に厚く御礼申し上げます。

研究代表者　研究企画部主任研究員　土井　幸輝

目次

はじめに

第１章　研究の概要 1
１．研究の趣旨及び目的 1
２．研究方法 1
３．研究組織 1

第２章　全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査 2
１．調査方法 2
（１）調査対象 2
（２）調査期間 2
（３）調査手順 2
（４）調査内容 2
２．調査結果 2
（１）回収状況 2
（２）弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況 2
（３）弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校の経年推移 3
３．小括 6
参考文献 7

第３章　全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査 8
１．調査方法 8
（１）調査対象 8
（２）調査期間 8
（３）調査手順 8
（４）調査内容 8
２．調査結果 9
（１）回収状況 9
（２）全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査 ..9
（３）全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室担当者及び指導状況等に関する調査 27
３．小括 40
参考文献 40

第４章　総合考察 41

資料　「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」調査票

第１章　研究の概要

１．研究の趣旨及び目的

国立特別支援教育総合研究所（以下、当研究所）では、各都道府県及び指定都市教育委員会の協力の下、全国の小学校及び中学校（以下、小・中学校）における特別支援学級及び通級指導教室の設置状況に関する基礎的調査を毎年度実施している。そして、当研究所の視覚障害教育研究班では、この基礎的調査の結果から、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置校のみを抽出し、「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査」として、年度ごとの経年変化を調べている。さらに、５年に一度の頻度で、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室に在籍する児童生徒の実態や時流の課題等を検討するための「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」を実施している。

平成 29 年度は、毎年度実施している「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査」に加えて、５年に一度の「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」を平成 24 年度に次いで実施した。

本調査研究の目的は、全国の小・中学校に設置されている弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室への悉皆調査を通じて、弱視児童生徒の在籍状況を把握するとともに、弱視教育を取り巻く実態を明らかにすることである。また、これまで継続的に実施してきた実態調査の結果と比較検討することで現状と課題を明らかにし、今後の弱視教育研究に寄与する知見を得ることである。

２．研究方法

本調査研究では、「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査」及び「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」の２つの調査を通じて、前節で述べた目的の達成を図る。

３．研究組織

本調査研究は、視覚障害教育研究班の担当者から成る以下の組織で実施した。
括弧書き内の所属と職名は、平成 30 年２月時点のものである。

土井　幸輝（研究企画部　主任研究員）（研究代表者）
西村　崇宏（発達障害教育推進センター　研究員）
澤田　真弓（情報・支援部　上席総括研究員）
金子　健　（研究企画部　総括研究員）
大内　進　（研究企画部　客員研究員）

第２章　全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査

１．調査方法

本調査は、以下の要領で実施した。

（１）調査対象

都道府県教育委員会 特別支援教育主管課　47 機関

指定都市教育委員会 特別支援教育主管課　20 機関

（２）調査期間

平成 29 年 6 月 13 日～平成 29 年 7 月 14 日

（３）調査手順

調査方法については、電子メールで調査票を送信し、入力後に再び返信してもらう方法で実施した。電子ファイルでのやり取りが難しい場合には、調査対象者に調査票を郵送して記入していただき、再び返送してもらう郵送調査法で実施した。得られた回答結果から、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置校のみを抽出し、分析を行った。なお、本調査においては、弱視児童生徒の在籍の有無は調べていない。

本調査の実施にあたっては、倫理的配慮に関する客観的な評価を得るために、当研究所に設置された倫理審査委員会から事前に承認を得た。

（４）調査内容

都道府県及び指定都市教育委員会の特別支援教育主管課の担当者に対して、管下にある特別支援学級及び通級指導教室を設置している市区町村立の小学校及び中学校の名称、所在地、対応する障害種について回答を求めた。

２．調査結果

（１）回収状況

調査対象であった 47 都道府県及び 20 指定都市の教育委員会すべてから回答が得られ、回収率は 100%であった。

（２）弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況

表 2-1 に、平成 29 年度の弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室を設置している

小・中学校の数を示す。弱視特別支援学級を設置している学校は、小学校 342 校（342 学級）、中学校 118 校（119 学級）で、合計 460 校（461 学級）であった。また、弱視通級指導教室を設置している学校は、小学校 67 校（67 教室）、中学校 35 校（35 教室）で、合計 102 校（102 教室）であった。なお、１校に弱視特別支援学級と弱視通級指導教室のどちらも設置している学校は、小学校で８校、中学校で０校であった。

表 2-2 に、平成 29 年度の弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室を設置している小・中学校の数を指定都市も含めて都道府県別に示す。また、表 2-3 には、平成 28 年度と 29 年度の都道府県別弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校数の比較を示す。平成 29 年度の弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室を合わせた都道府県別設置校数より、管内 10 校以上に設置している都道府県は、島根県（55 校）、神奈川県（55 校）、大阪府（49 校）、北海道（39 校）、山口県（35 校）、愛知県（31 校）、兵庫県（25 校）、奈良県（20 校）、福岡県（19 校）、宮城県（17 校）、滋賀県（17 校）、京都府（15 校）、熊本県（13 校）、埼玉県（12 校）、香川県（12 校）、新潟県（11 校）、山梨県（11 校）、東京都（10 校）、徳島県（10 校）、愛媛県（10 校）の 20 であった。なお、島根県と山口県では、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室のどちらも設置している学校がそれぞれ５校と３校あった。一方、平成 29 年度に弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室のどちらも設置していない都道府県は、茨城県、富山県、長野県、岐阜県、静岡県の５つであった。

（３）弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校の経年推移

図 2-1 に、小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校数の平成 14 年度から平成 29 年度までの推移を示す。

弱視特別支援学級については、小学校、中学校ともに年々増加傾向にあり、平成 14 年度と比較をすると、小学校では約 2.8 倍、中学校では約 3.2 倍に増えていることがわかる。弱視通級指導教室については、平成 21 年度以降では小学校、中学校ともに年々増加しており、平成 14 年度と比較をすると、平成 29 年度は小学校で 4.2 倍、中学校で 11.7 倍になっている。なお、平成 21 年度に弱視通級指導教室の設置校数が増加し

表 2-1　平成 29 年度弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校数

学校種	学級種	設置校数	設置学級室数
小学校	弱視特別支援学級	342	342
	弱視通級指導教室	67	67
中学校	弱視特別支援学級	118	119
	弱視通級指導教室	35	35
	合計	562	563

表 2-2　平成 29 年度都道府県別弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校数

番号	都道府県	弱視特別支援学級		弱視通級指導教室		合計
		小学校	中学校	小学校	中学校	
1	北海道	29	8	1	1	39
2	青森	5	3	0	0	8
3	岩手	5	4	0	0	9
4	宮城	7	10	0	0	17
5	秋田	5	2	0	0	7
6	山形	1	0	0	0	1
7	福島	2	0	0	0	2
8	茨城	0	0	0	0	0
9	栃木	2	1	0	0	3
10	群馬	2	0	0	0	2
11	埼玉	10	2	0	0	12
12	千葉	1	0	0	0	1
13	東京	0	0	8	2	10
14	神奈川	39	16	0	0	55
15	新潟	6	5	0	0	11
16	富山	0	0	0	0	0
17	石川	3	0	0	0	3
18	福井	0	0	1	0	1
19	山梨	10	1	0	0	11
20	長野	0	0	0	0	0
21	岐阜	0	0	0	0	0
22	静岡	0	0	0	0	0
23	愛知	26	5	0	0	31
24	三重	6	2	0	0	8
25	滋賀	12	5	0	0	17
26	京都	8	2	5	0	15
27	大阪	35	14	0	0	49
28	兵庫県	18	7	0	0	25
29	奈良	14	6	0	0	20
30	和歌山	5	0	0	0	5
31	鳥取	2	0	0	0	2
32	島根	9	0	30	21	60
33	岡山	1	1	0	0	2
34	広島	2	0	1	0	3
35	山口	6	1	20	11	38
36	徳島	8	2	0	0	10
37	香川	6	6	0	0	12
38	愛媛	7	3	0	0	10
39	高知	7	2	0	0	9
40	福岡	16	2	1	0	19
41	佐賀	7	2	0	0	9
42	長崎	3	2	0	0	5
43	熊本	9	4	0	0	13
44	大分	1	0	0	0	1
45	宮崎	3	0	0	0	3
46	鹿児島	1	0	0	0	1
47	沖縄	3	0	0	0	3
合計		342	118	67	35	562

　　弱視特別支援学級、弱視通級指導教室ともに設置なし

表 2-3　平成 28、29 年度都道府県別弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校数の比較

番号	都道府県	弱視特別支援学級						弱視通級指導教室					
		小学校			中学校			小学校			中学校		
		H28	H29	増減	H28	H29	増減	H28	H29	増減	H28	H29	増減
1	北海道	33	29	-4	6	8	2	1	1	0	1	1	0
2	青森	5	5	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0
3	岩手	5	5	0	3	4	1	0	0	0	0	0	0
4	宮城	17	7	-10	12	10	-2	0	0	0	0	0	0
5	秋田	8	5	-3	0	2	2	0	0	0	0	0	0
6	山形	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	福島	3	2	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	栃木	2	2	0	1	1	0	78	0	-78	16	0	-16
10	群馬	3	2	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	埼玉	10	10	0	3	2	-1	0	0	0	0	0	0
12	千葉	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	東京	0	0	0	0	0	0	8	8	0	2	2	0
14	神奈川	39	39	0	10	16	6	0	0	0	0	0	0
15	新潟	8	6	-2	4	5	1	0	0	0	0	0	0
16	富山	2	0	-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	石川	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	福井	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
19	山梨	9	10	1	2	1	-1	0	0	0	0	0	0
20	長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	岐阜	0	0	0	1	0	-1	0	0	0	0	0	0
22	静岡	1	0	-1	1	0	-1	0	0	0	0	0	0
23	愛知	20	26	6	3	5	2	0	0	0	0	0	0
24	三重	6	6	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0
25	滋賀	19	12	-7	3	5	2	0	0	0	0	0	0
26	京都	8	8	0	2	2	0	4	5	1	0	0	0
27	大阪	31	35	4	11	14	3	0	0	0	0	0	0
28	兵庫県	17	18	1	6	7	1	0	0	0	0	0	0
29	奈良	17	14	-3	3	6	3	0	0	0	0	0	0
30	和歌山	6	5	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	鳥取	3	2	-1	1	0	-1	0	0	0	0	0	0
32	島根	11	9	-2	0	0	0	30	30	0	21	21	0
33	岡山	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
34	広島	0	2	2	2	0	-2	3	1	-2	0	0	0
35	山口	5	6	1	3	1	-2	18	20	2	10	11	1
36	徳島	9	8	-1	2	2	0	0	0	0	0	0	0
37	香川	12	6	-6	2	6	4	0	0	0	0	0	0
38	愛媛	9	7	-2	1	3	2	0	0	0	0	0	0
39	高知	6	7	1	3	2	-1	0	0	0	0	0	0
40	福岡	13	16	3	1	2	1	1	1	0	0	0	0
41	佐賀	8	7	-1	1	2	1	0	0	0	0	0	0
42	長崎	4	3	-1	1	2	1	0	0	0	0	0	0
43	熊本	9	9	0	7	4	-3	0	0	0	0	0	0
44	大分	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	宮崎	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	鹿児島	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	沖縄	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		366	342	-24	100	118	18	143	67	-76	50	35	-15

平成29年度は弱視特別支援学級、弱視通級指導教室ともに設置なし

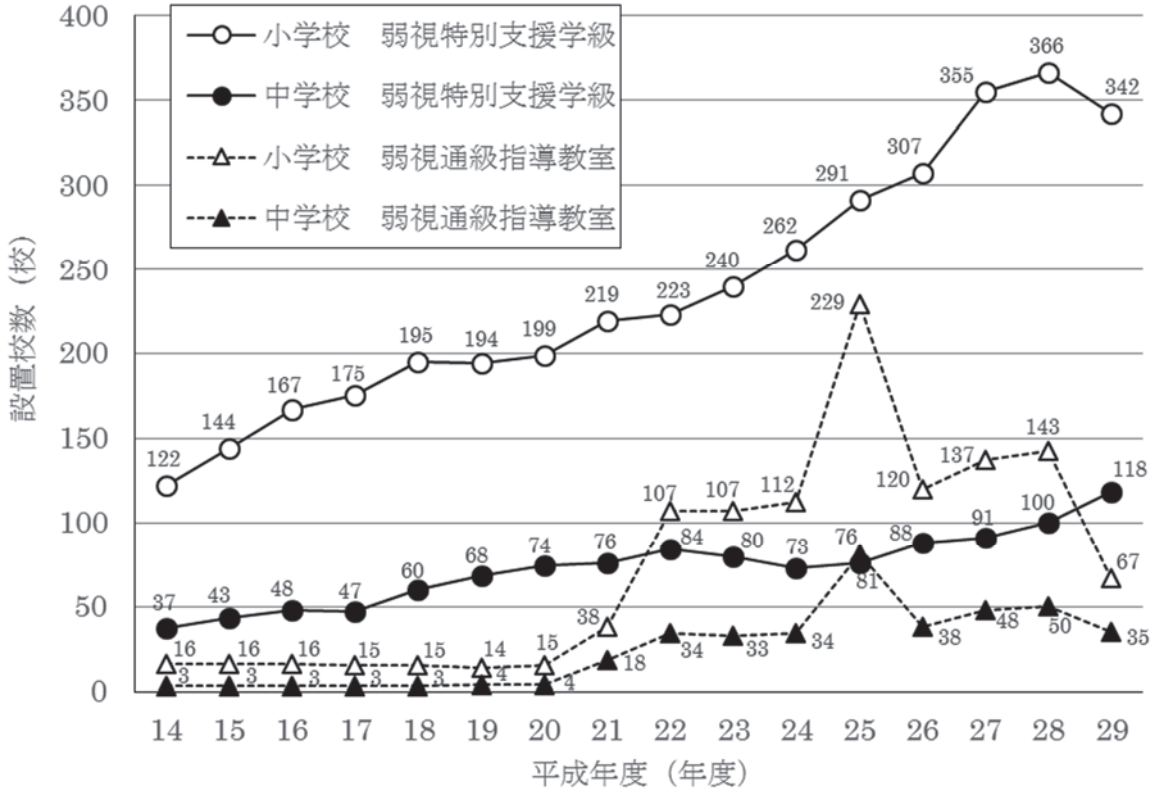


図 2-1　小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校数の推移

ていることについては、平成 19 年度の特別支援教育体制の実施を受けて、栃木県と島根県に設置された通級指導教室がすべての障害種の受け入れを可能にしたことが理由の一つである。また、平成 25 年度に小学校及び中学校の弱視通級指導教室の設置校数が増加していることについては、大阪府が新たに小学校 114 校、中学校 44 校ですべての障害種を受け入れ可能であると回答したことが理由の一つである。さらに、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて、小学校弱視通級指導教室の設置校数が減少していることについては、栃木県で 78 校減少したとの回答があったことが影響している。なお、平成 29 年度において、通級指導教室ですべての障害種を受け入れ可能としているのは、島根県と山口県である。

３．小括

本章では、全国の小・中学校における弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況を明らかにするために平成 29 年度に実施した「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査」の報告を行った。次章では、本調査で抽出した弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校において、弱視児童生徒を指導している担当者を対象として実施した実態調査について述べる。

参考文献

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2013）．全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査（平成 24 年度）研究成果報告書.

第３章　全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査

１．調査方法

本調査は、以下の要領で実施した。

（１）調査対象

弱視特別支援学級設置校　460 校（小学校 342 校、中学校 118 校）

弱視通級指導教室設置校　102 校（小学校 67 校、中学校 35 校）

（２）調査期間

平成 29 年 10 月 18 日～平成 29 年 11 月 17 日

（３）調査手順

調査対象である弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校に対して、調査票Ⅰ「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査」と、調査票Ⅱ「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室担当者及び指導状況等に関する調査」を郵送し、弱視児童生徒を指導している担当者に記入して頂いた後に、再び返送してもらう郵送調査法で実施した。なお、本調査の実施に際して、当研究所の倫理審査委員会の承認を得た。あわせて、調査対象とした小・中学校を所管する都道府県及び指定都市教育委員会の了知を得た。

（４）調査内容

１）調査票Ⅰ「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査」

＜弱視特別支援学級用＞

在籍児童生徒の学年、性別、矯正視力、最大視認力（最小可読視標）、使用文字、視覚補助具の使用状況、使用教科書、学習状況（個別指導時数、交流時数、交流をおこなっている教科・領域）

＜弱視通級指導教室用＞

通級児童生徒の学年、性別、矯正視力、最大視認力（最小可読視標）、使用文字、視覚補助具の使用状況、使用教科書、指導時数及び指導形態（指導時数、指導内容、指導形態）

２）調査票Ⅱ「弱視特別支援学級等担当者及び指導状況等に関する調査」

＜弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室共通＞

・担当者のプロフィール

性別、年齢教職経験年数、視覚障害教育経験年数、担当校務分掌、その他の校務

・ICT の活用状況について

・視覚障害教育の専門性向上のための研修について

なお、「視覚障害教育の専門性向上のための研修について」の設問における選択肢は、平成 28 年度に全国盲学校長会が実施した調査を参考に設定した。

２．調査結果

（１）回収状況

調査対象とした 562 校の弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置小・中学校のうち、416 校から回答が得られ、その回収率は 74.0%であった。表 3-1 には、学級種ごとに回収した学校数とその回収率を示す。

表 3-1　学級種別回答校数及び回収率

学校種	学級種	回収した学校数	回収率（%）
小学校	弱視特別支援学級	261	76.3
	弱視通級指導教室	47	70.1
中学校	弱視特別支援学級	83	70.3
	弱視通級指導教室	25	71.4
	合計	416	74.0

（２）全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査

得られた回答については、設問ごとに未記入や齟齬のある回答を除外したものを有効回答数 n として分析に用いた。以下では、必要に応じて、設問ごとに図中で有効回答数を示す。また、図中にある「特学」と「通級」の各表記は、それぞれ「弱視特別支援学級」と「弱視通級指導教室」を表す。

１）分析対象児童生徒数

本調査で回収した弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室に在籍する児童生徒の総数は 483 人であった。表 3-2 に、学級種ごとの分析対象児童生徒数を示す。回収率が異なるために単純比較はできないが、参考として、平成 24 年度の前回調査では分析対象児童生徒数は 439 人、平成 19 年度の前々回の調査では 393 人であった。

表 3-2　学級種別分析対象児童生徒数

学校種	学級種	分析対象児童生徒数
小学校	弱視特別支援学級	293
	弱視通級指導教室	102
中学校	弱視特別支援学級	85
	弱視通級指導教室	3
	合計	483

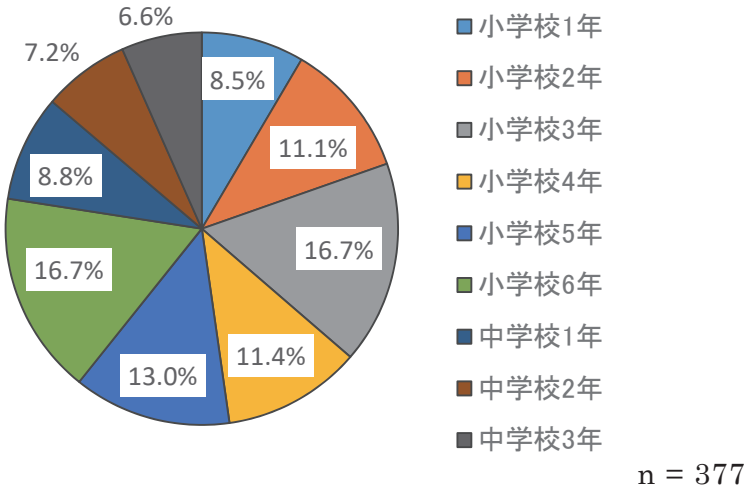
2）学年

図 3-1 に、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室における分析対象児童生徒の学年を示す。弱視特別支援学級については、いずれの学年も 5～15%程度で概ね均等に分布していた。弱視通級指導教室については、小学校の学年は 15～20%程度の割合でほぼ均等に分布しているが、中学校生徒の割合が少なく、弱視通級指導教室全体の 2.9%であった。

3）性別

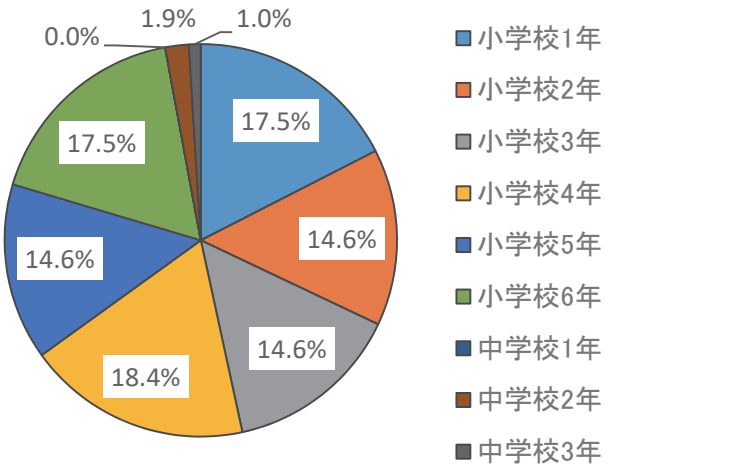
図 3-2 に、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室における分析対象児童生徒の性別を示す。これより、小・中学校弱視特別支援学級と小・中学校弱視通級指導教室のいずれにおいても、男性の児童生徒の割合のほうが多く、その割合はどちらも約 60%であった。

なお、平成 24 年度に実施した前回調査においても同様の傾向がみられ、男性の児童生徒のほうが高い割合（58%、n = 439）を示していた。



n = 377

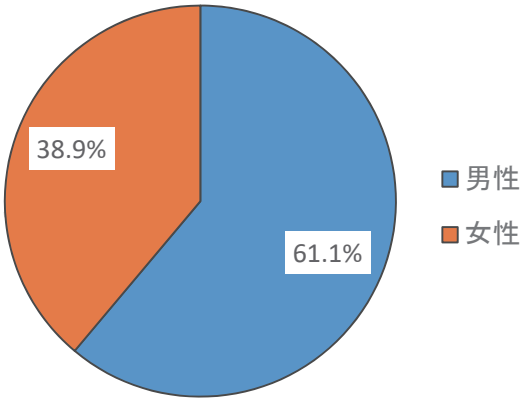
（a）弱視特別支援学級



n = 103

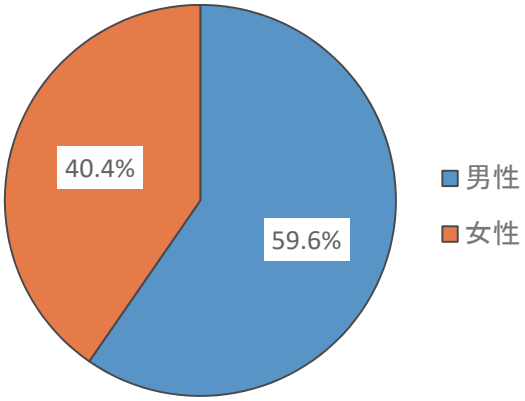
（b）弱視通級指導教室

図 3-1　学年



n = 378

（a）小・中学校弱視特別支援学級



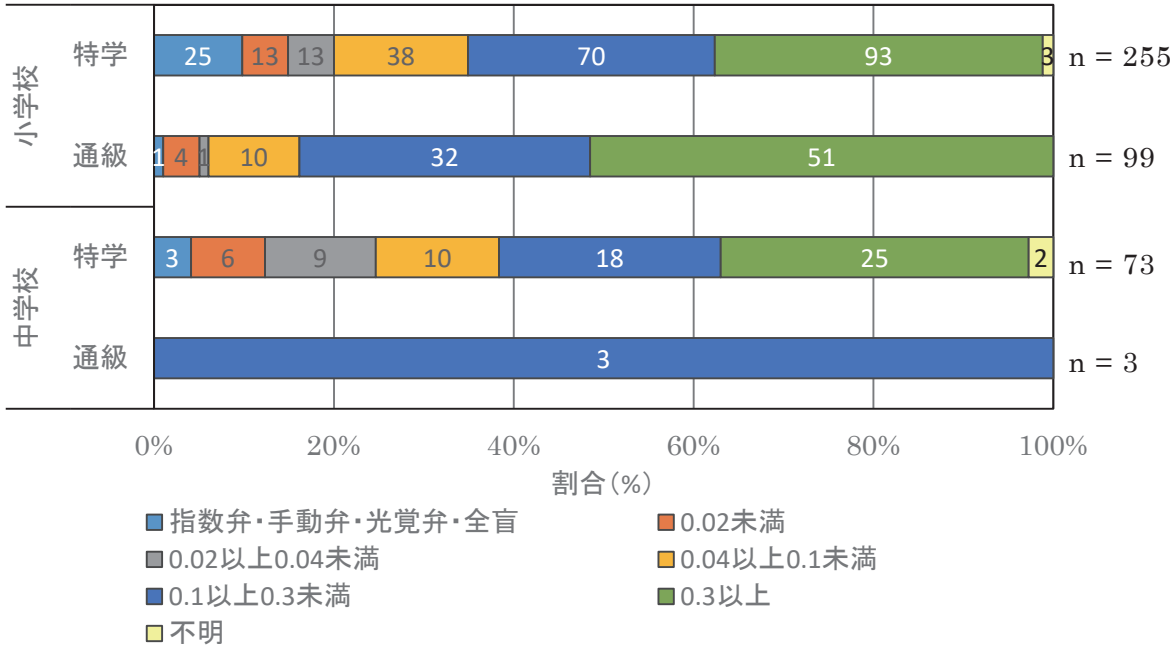
n = 103

（b）小・中学校弱視通級指導教室

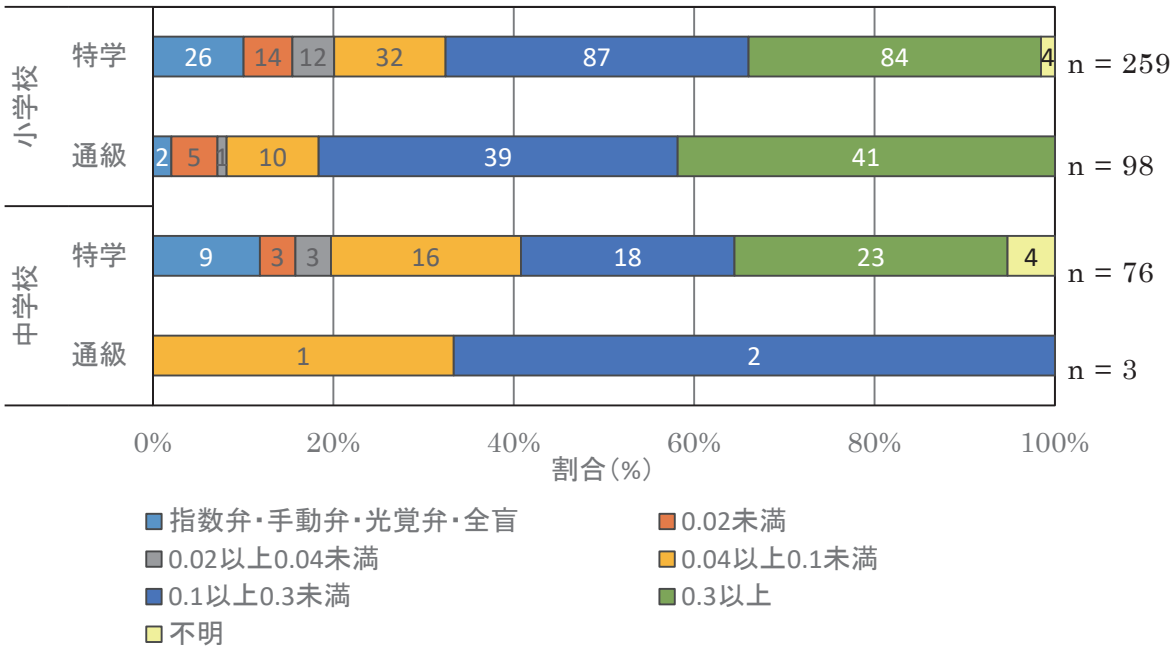
図 3-2　性別

4）視力

図 3-3 に、右目と左目の視力の結果を示す。データラベルの数値は、各凡例の人数を表す。なお、本調査において、「視力」とは、眼鏡、あるいはコンタクトレンズを装用した状態で検査した遠距離視力（5 m の距離から測定した視力）を指す。結果より、中学校弱視通級指導教室を除く学級種において、0.1 以上の児童生徒が 60%以上を占めていた。また、小学校及び中学校の弱視特別支援学級では、指数弁・手動弁・光覚弁・



（a）右目



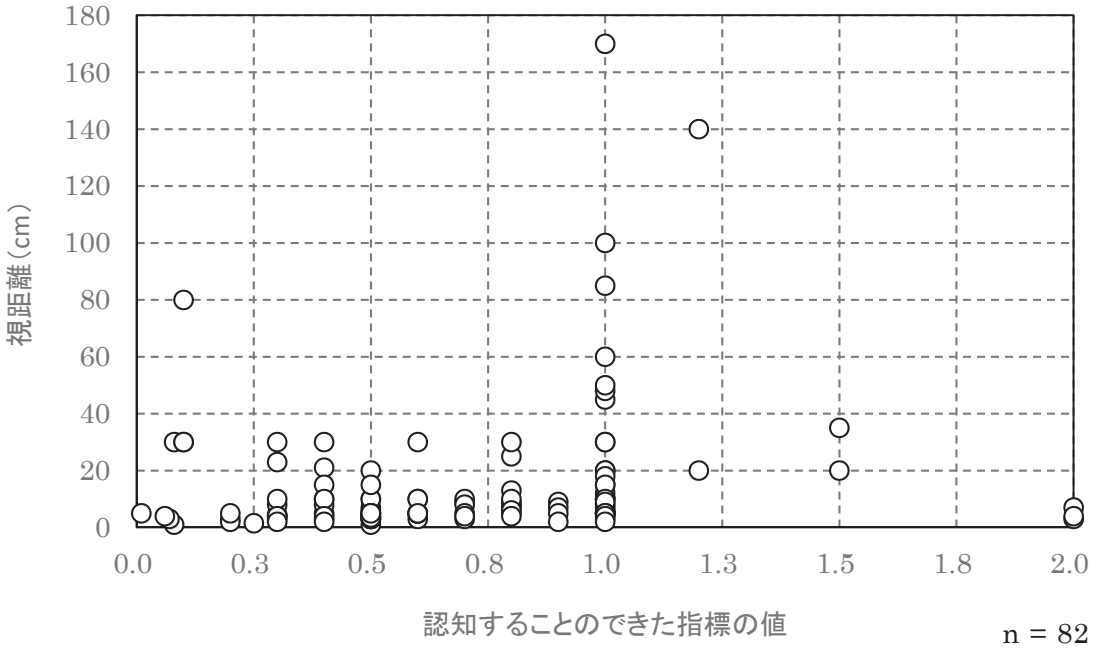
（b）左目

図 3-3　視力

全盲から視力 0.02 未満の児童生徒が 10～15%の割合で在籍している。6）で後述するが、小・中学校弱視特別支援学級では、点字を使用する児童生徒も在籍しているといった回答が得られており、児童生徒の視力の実態が反映されているものと考えられる。

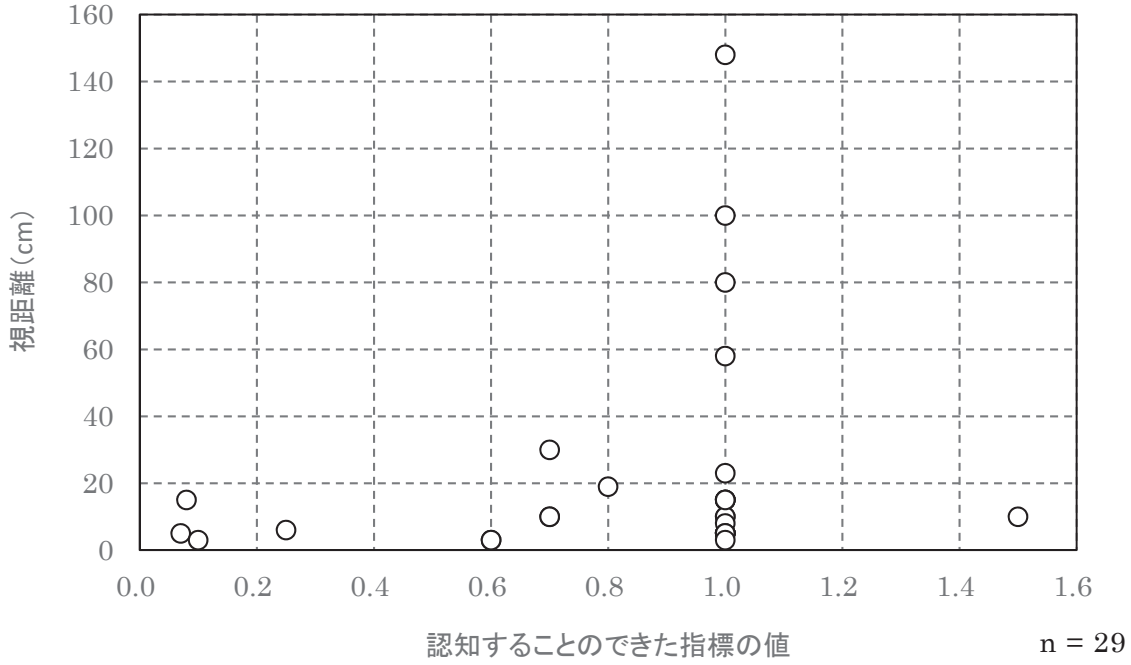
5）最大視認力（最小可読指標）

「最大視認力」とは、最も小さな対象物を認知する能力の指標のことで、最小可読視標とも呼ばれる。最大視認力の検査方法は、近距離視力用のランドルト環単一視標を用いて、児童生徒の最も見やすい視距離で検査し、どれだけ小さな視標を認知できたかについて、①認知することのできた視標の値、②その時の視距離、③左右どちらの眼で見ているか、を記録する。本調査では、上記のように最大視認力を定義し、回答を求めた。図 3-4 に、認知することのできた指標の値と視距離の関係を分布図で示す。なお、中学校弱視通級指導教室は n が 3 であるため、小学校弱視通級指導教室の結果と合わせて示す。最大視認力が 1.0 以上であれば、辞書等の小さな文字を除いて近用の視覚補助具をそれほど必要としないことが多い。逆に、最大視認力が 0.2 以下であれば、普通文字による学習が困難になる可能性があるとされる。結果より、まず、図には示していないが、未回答や、「不明」「未測定」といった回答の割合が、小学校弱視特別支援学級で 65.7%（n = 239）、中学校弱視特別支援学級で 65.9%（n = 85）、小・中学校弱視通級指導教室 21.0%（n = 105）であった。弱視特別支援学級の結果については、平成 24 年度に実施した調査でも同様に、50%を超える割合で最大視認力が不明や未回答であり、本調査においても状況は大きく変わってはいないことがわかる。認知することのできた指標の値をみると、ほとんどの児童生徒は 1.0、もしくは 1.0 以

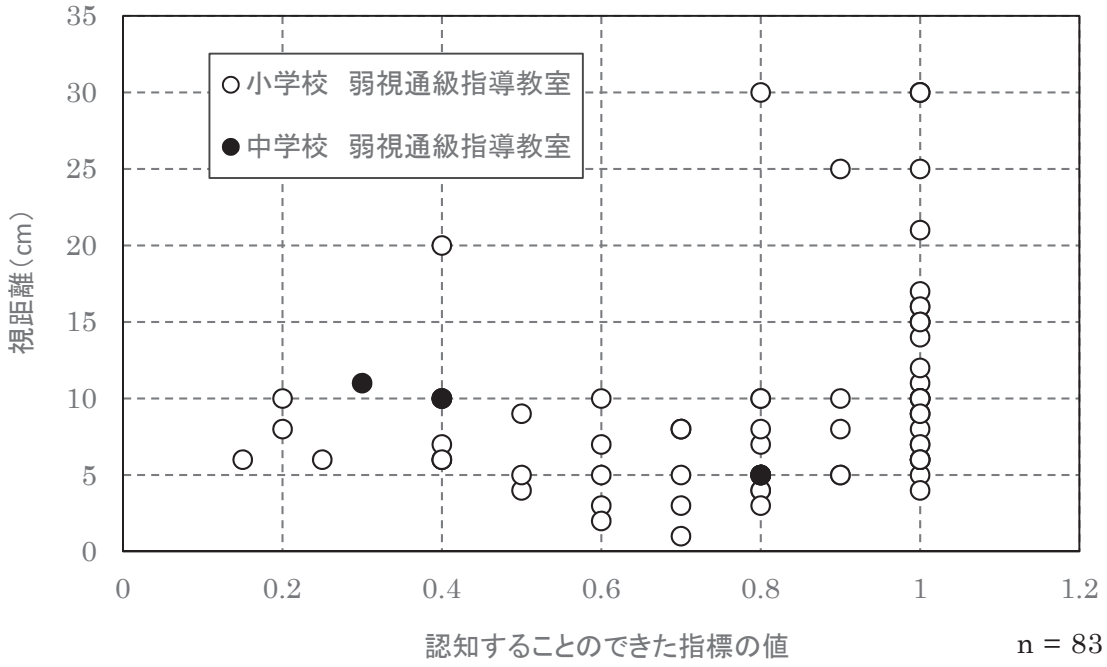


（a）小学校 弱視特別支援学級

下であるが、小学校弱視特別支援学級では 1.0 よりも大きい値もみられた。視距離について、一般的な近距離視力は 30 cm の距離で測定されるのに対し、20 cm 以下で測定されている児童生徒が多かった。晴眼者が新聞や書物を読む際の 30 cm という視距離と比較すると、弱視児童生徒は至近距離で教科書等を読んでいるという実態があることが推測される。



（b）中学校 弱視特別支援学級



（c）小・中学校 弱視通級指導教室

図 3-4　最大視認力（認知することのできた指標の値と視距離の関係）

6）使用文字

図 3-5 に、使用文字の結果を示す。データラベルの数値は、各凡例の人数を表す。なお、「普通文字」とは、点字に対する通常の文字を指し、「墨字」とも呼ばれる。結果より、いずれの学級種においても、90%以上の児童生徒が普通文字を使用していた。「点字を使用している」、もしくは「点字と墨字を併用している」との回答は、小学校弱視特別支援学級では 19 人（6.6%）、中学校弱視特別支援学級では 4 人（5.0%）であった。通級指導教室では、小学校、中学校ともに点字を使用している児童生徒はいなかった。4）で述べたとおり、小学校と中学校の弱視特別支援学級では、全盲等を含む視力 0.02 未満の児童生徒が 10～15%の割合で在籍していることも、点字の使用率に反映されていると考えられる。

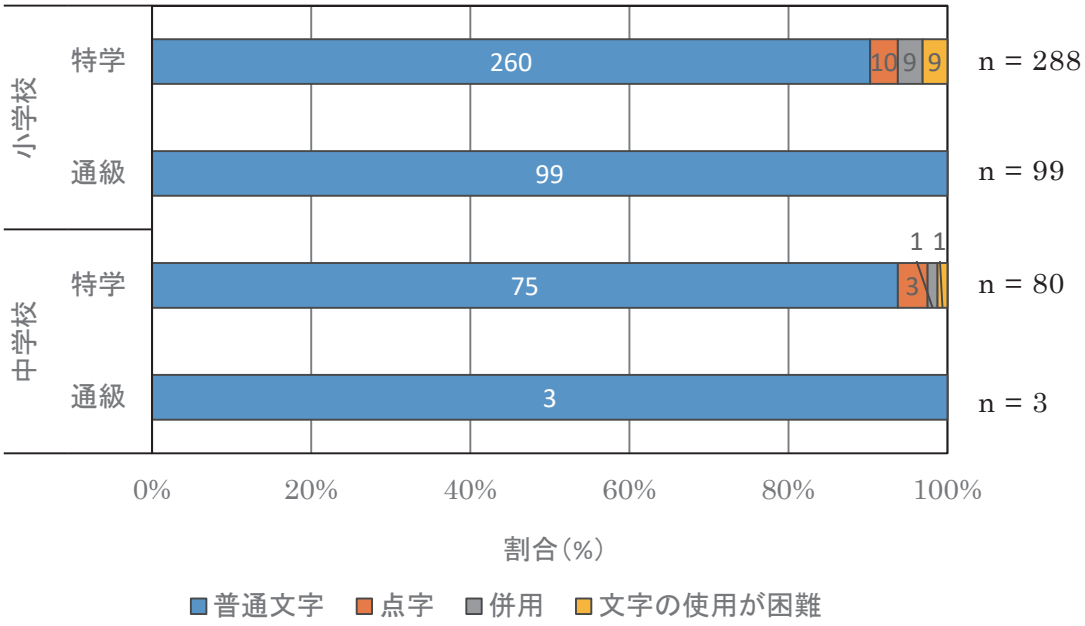
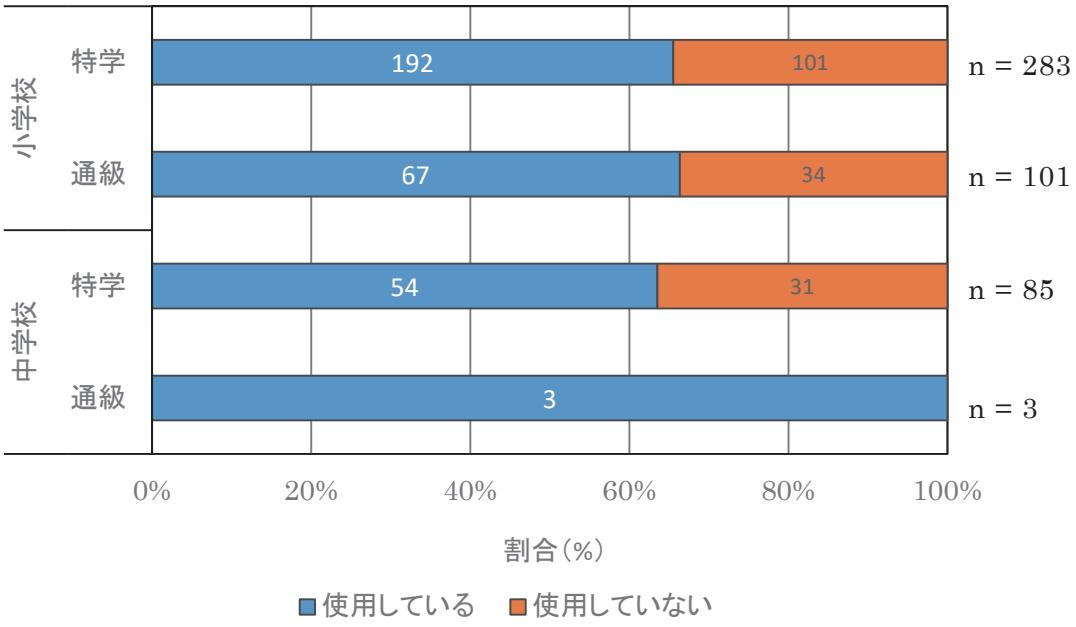


図 3-5　使用文字

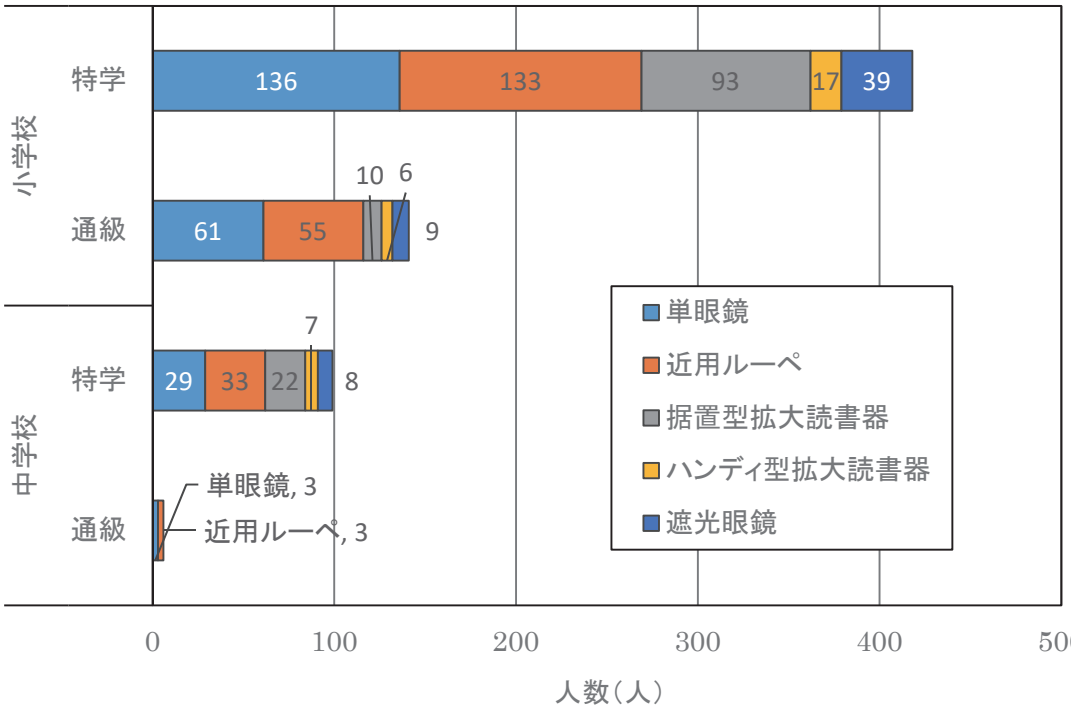
7）視覚補助具の使用状況

図 3-6 に、（a）視覚補助具の使用率と（b）使用している視覚補助具の種類を示す。（b）の設問では複数回答を許しているため、積み上げ棒グラフで結果を示す。視覚補助具について、「単眼鏡」、「近用ルーペ」、「据置型拡大読書器」、「ハンディ型拡大読書器」、「遮光眼鏡」の各使用状況を聞いた。少なくとも、上記のいずれかの視覚補助具を使用している児童生徒の割合は、すべての学級種において 60%を超えていた（図 3-6（a））。また、（図 3-6（b））をみると、最も使用されている割合の高かった視覚補助具は「単眼鏡」（全体の割合 72.5%）であり、次いで「近用ルーペ」（全体の割合 70.9%）であった（n = 316）。

また、複数の視覚補助具を併用する児童生徒も多く、その組合せに着目すると、最



(a) 視覚補助具の使用率



(b) 使用している視覚補助具の種類（複数回答可）

図 3-6　視覚補助の使用状況

も多いのが「単眼鏡と近用ルーペ」の組合せで 27.2%、次に「単眼鏡と近用ルーペと据置型拡大読書器」の組合せで 14.9%、そして、「近用ルーペのみ」使用が 10.1%、「単眼鏡のみ」使用が 8.5%、「据置型拡大読書器のみ」使用が 7.9%と続く（n = 316）。これらの結果については、平成 24 年度に実施した前回調査においても類似の傾向がみら

れており、５年間で顕著な変化は認められなかった。

ちなみに、各組合せの割合は学級種によって異なる傾向がみられ、例えば、小学校弱視通級指導教室では「単眼鏡と近用ルーペ」の組合せだけで 56.7%（n = 67）を占め、中学校弱視通級指導教室では 3 人の分析対象生徒全員が「単眼鏡と近用ルーペ」の組合せ（100%）で視覚補助具を使用していた。また、小学校弱視特別支援学級では、「単眼鏡と近用ルーペと据置型拡大読書器」の組合せが 19.8%で最も多く、次が「単眼鏡と近用ルーペ」の組合せ（18.8%）であった（n = 192）。こうした学級種による傾向の違いについては、今後も継続的に調査を行う中でその動向に着目していく必要があると考えられる。

８）教科書の使用状況

図 3-7 に、教科書の使用状況を示す。本設問では複数回答を許しているため、積み上げ棒グラフで結果を示す。ここで、「検定教科書」とは、文部科学省の検定を受けた教科書のことで、小・中学校で使用されている、いわゆる通常の教科書を指す。「拡大教科書」とは、学校の設置者が弱視の児童生徒用の教科書として採択した場合に無償給与される拡大教科書のことで、教科書発行者等から出版されているものを指す。「拡大写本」とは、ボランティアグループ等が検定教科書を原本として、手書き、あるいはコンピュータや拡大コピー等を用いて作成した、いわゆる手作りの拡大教科書を指す。「附則９条一般図書」とは、学校教育法附則第９条の規定により選定される教科書図書のことで、教科書として発行されたものではない一般図書の中から教科書の代わ

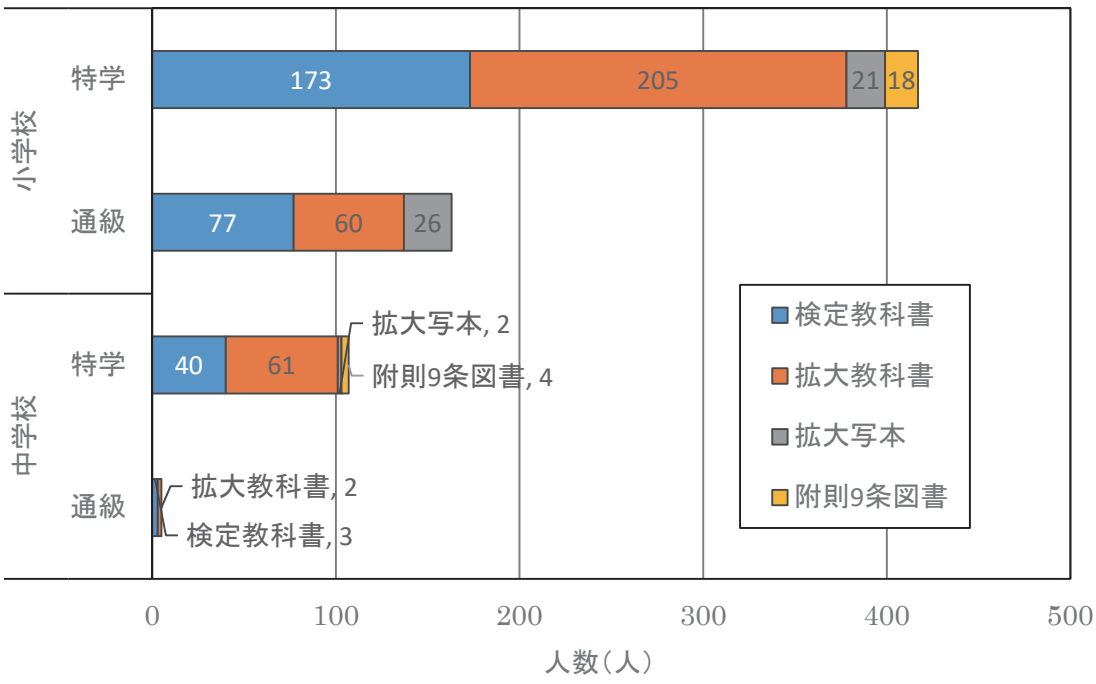


図 3-7　学級種別の教科書の使用状況（複数回答可）

りに使うことのできる図書を指す。

結果は次のとおりである。いずれかの教科書を使用している児童生徒の内、「拡大教科書のみを使用している」全体の割合は 34.4%（n = 471）であり、最も高かった。次いで、「検定教科書と拡大教科書を併用」が 29.3%、「検定教科書のみを使用」が 27.0%であった。

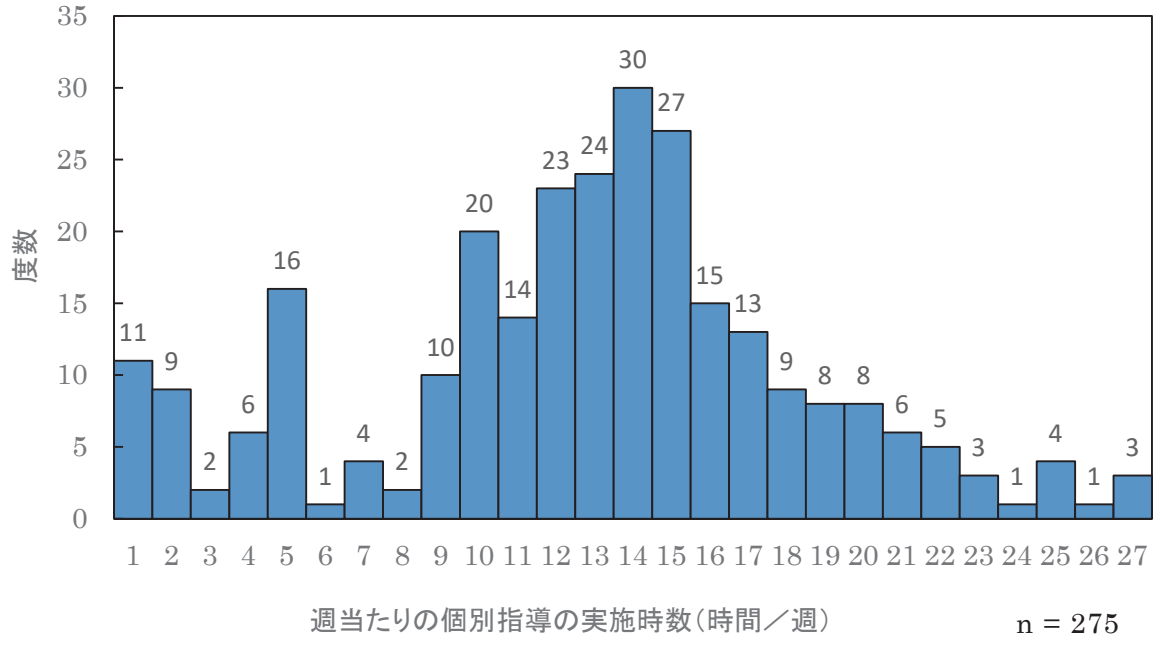
平成 19 年度に実施した前々回の調査では、「検定教科書のみを使用」している割合が全体の 37%と最も高かった。平成 24 年度に実施した前回の調査では、「検定教科書と拡大教科書を併用」している割合が最も高く、全体の 33%であった。こうした経年変化を踏まえると、「検定教科書のみを使用」から「検定教科書と拡大教科書を併用」へと推移し、「拡大教科書のみを使用」する傾向へと教科書の使用状況が変化していることがわかる。こうした変化の背景には、拡大教科書発行の充実が図られていることが要因の一つである可能性が考えられる。

なお、数人ではあるが、点字教科書を使用あるいは併用しているとの回答も得られた。

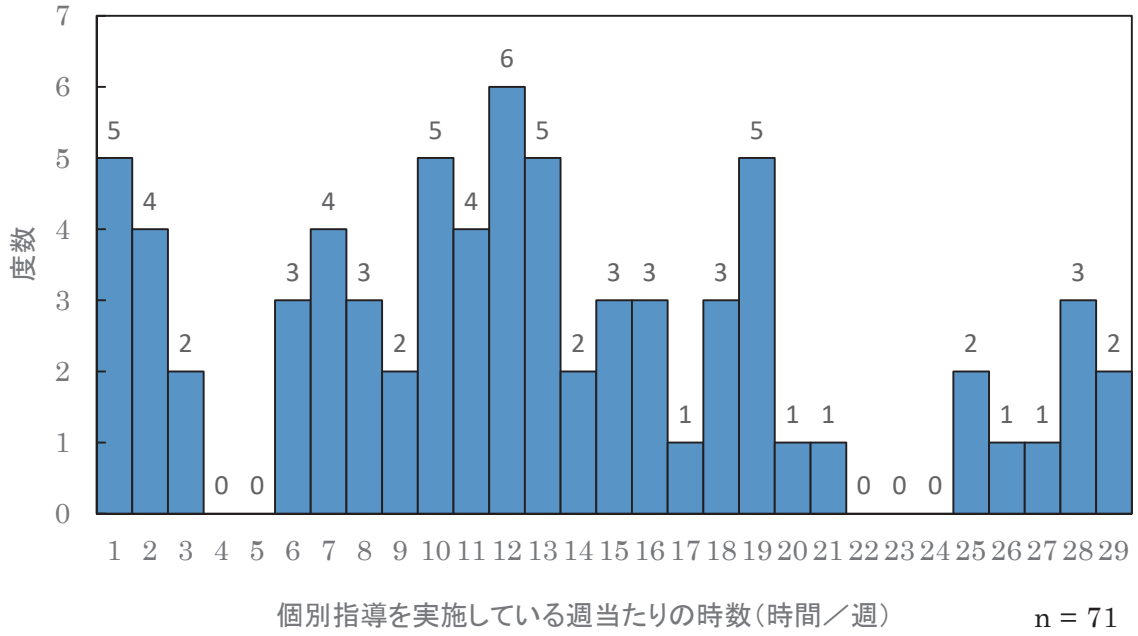
9）弱視特別支援学級における学習状況

①個別指導を実施している週当たりの時数

図 3-8 に、小学校及び中学校の弱視特別支援学級において、個別指導を実施している週当たりの時数の結果をそれぞれ示す。学年ごとに週当たりの授業時数は異なるが、小学校では「12～15 時間／週」と回答した児童生徒が 20 名を超えており、授業時数に対して 45～55%程度で、個別指導が実施されていた。中学校では、小学校と比較し



（a）小学校



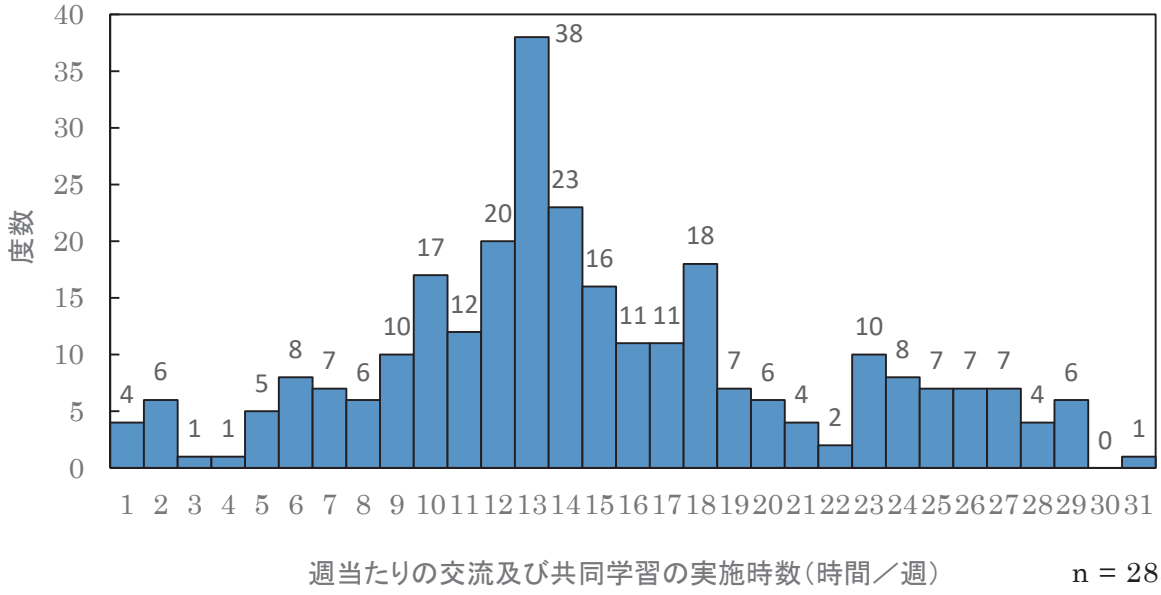
（b）中学校

図 3-8　弱視特別支援学級において個別指導を実施している週当たりの時数

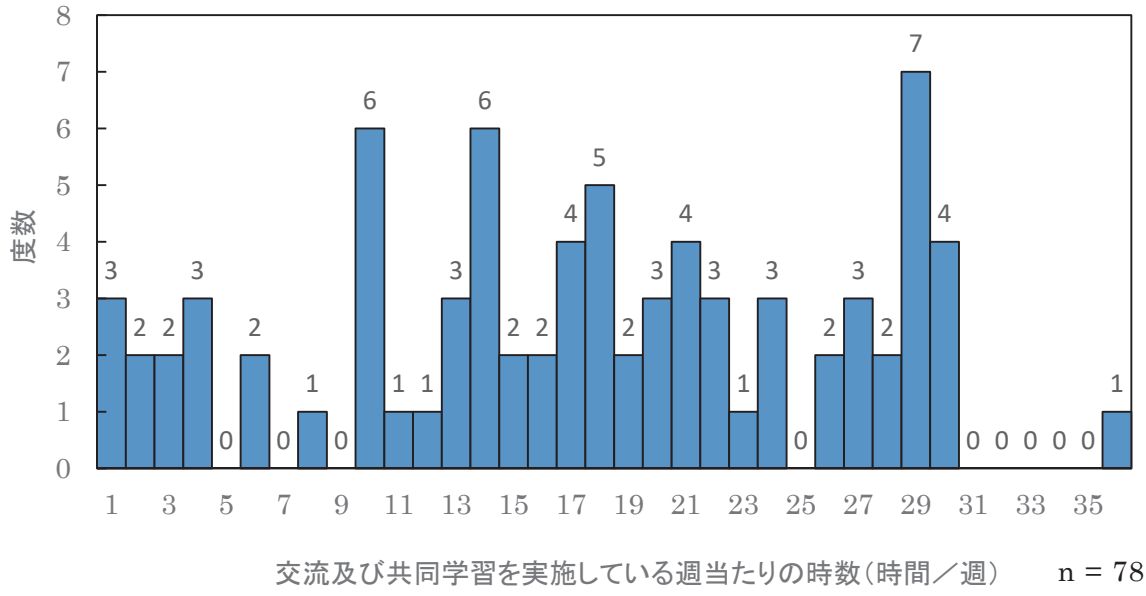
て、週当たりの個別指導の実施時数の値が広く分布しており、ほとんど実施していない生徒から、授業時数のほとんどを個別指導で行っている生徒まで様々であった。

②交流及び共同学習を実施している週当たりの時数

図 3-9 に、小学校及び中学校の弱視特別支援学級において、交流及び共同学習を実施している週当たりの時数の結果をそれぞれ示す。本設問も、個別指導と同様に、学



（a）小学校



（b）中学校

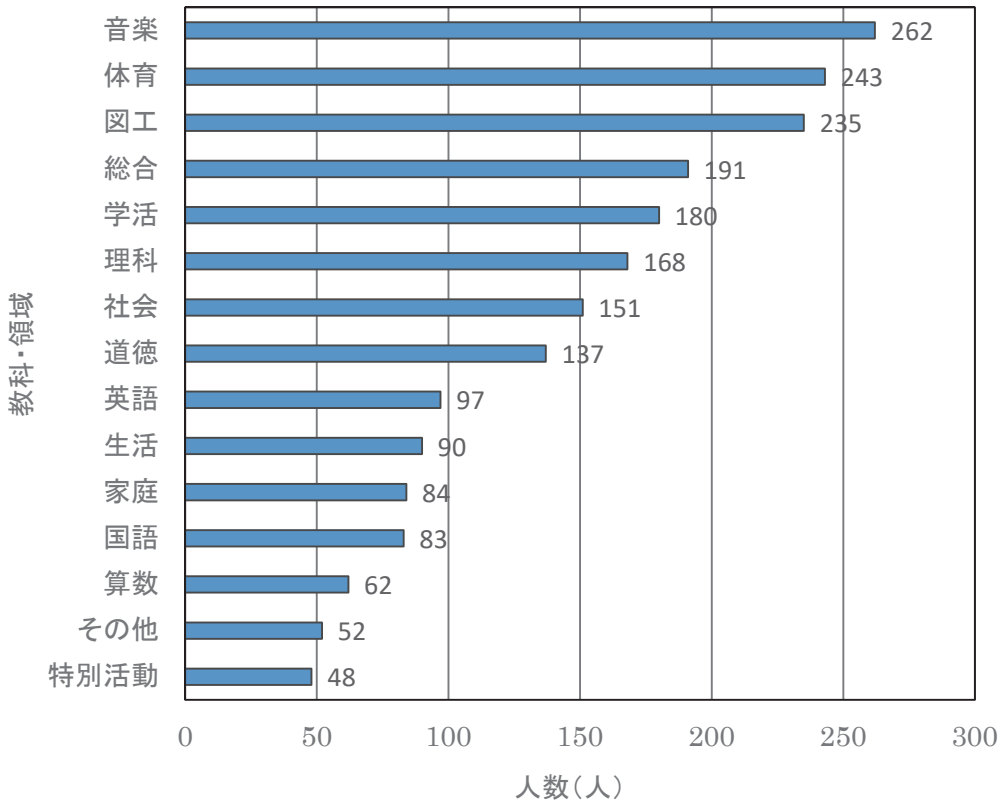
図 3-9　弱視特別支援学級において交流及び共同学習を実施している週当たりの時数

年によって週当たりの授業時数は異なるため単純比較はできないが、小学校では週に 13 時間は交流及び共同学習を実施していると回答した件数が最も多かった。これを授業時数に対する割合に換算すると 45～50%程となる。平成 24 年度に実施した前回調査でも最も高い割合を示している実施時数であり、本調査でも同様の傾向がみられた。また、参考として、小学校弱視特別支援学級で交流及び共同学習を実施していない児童は、平成 19 年度はほとんどおらず、平成 24 年度は 1.9%（n = 262）であったが、平成 29 年度の本調査においては、3.4%（n = 293）であった。中学校では、小学校と比較して、個別指導の結果と同様に週当たりの時数が平均的に分布している傾向がみられた。この傾向も平成 24 年度と同様であった。

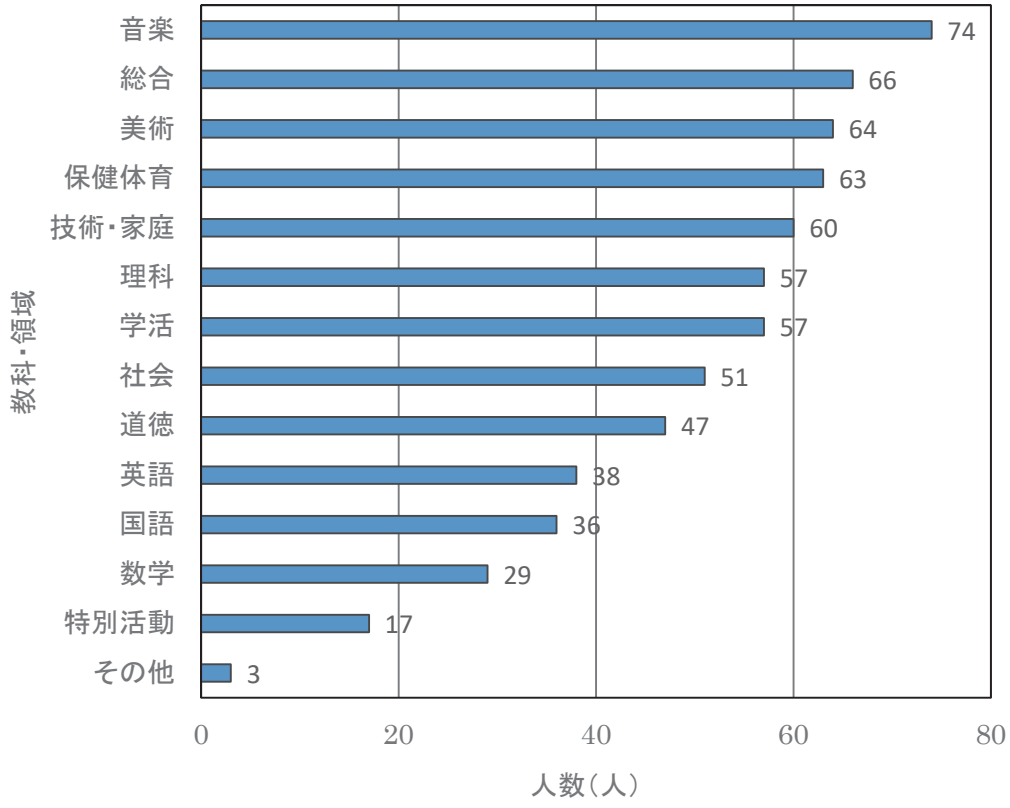
③交流及び共同学習を実施している教科・領域

図 3-10 に、小学校及び中学校の弱視特別支援学級において、交流及び共同学習を実施している教科・領域をそれぞれ示す。なお、本設問は複数選択可で回答を求めた。上位 5 つを抽出すると、小学校では、「音楽（262 人）」、「体育（243 人）」、「図工（235 人）」、「総合的な学習の時間（191 人）」、「学級活動（180 人）」の順に回答が多かった（n = 283）。中学校では、実施人数の多い順に、「音楽（74 人）」、「総合的な学習の時間（66 人）」、「美術（64 人）」、「保健体育（63 人）」、「技術・家庭（60 人）」の並びであった（n = 78）。芸術・実技教科が上位を占める一方で、「算数・数学」、「国語」の実施人数は少なく、小学校、中学校ともに「特別活動」と「その他」を除けば、それぞれ最下位と下から 2 番目の順位であった。

平成 19 年度、24 年度の調査においても、小学校、中学校ともに「算数・数学」や



（a）小学校



（b）中学校

図 3-10　弱視特別支援学級において交流及び共同学習を実施している教科・領域（複数回答可）

「国語」、「社会」等の教科・領域の実施人数は少なく、こうした傾向は依然として続いていることがわかった。

10）弱視通級指導教室における学習状況

①週当たりの指導回数

図 3-11 に、弱視通級指導教室における週当たりの指導回数の結果を示す。データラベルの数値は、各凡例の人数を表す。小学校では、週当たりの指導回数は「1 回」であると回答した児童が最も多く、76 人（75.2%）を占めていた。続いて、「2 回」（19 人、18.8%）、「3 回」（6 人、6.0%）の順であった。なお、小学校、中学校ともに 4 回以上と回答した学校はなかった。

平成 24 年度の前回調査においても、「1 回」と回答した児童が最も多く、続いて「2 回」、「3 回」の順であり、傾向は変わらなかった。

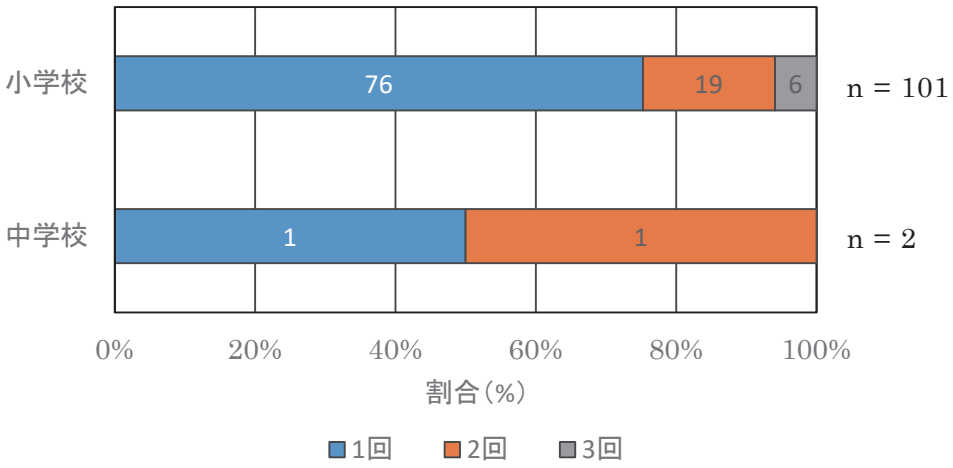


図 3-11　弱視通級指導教室における週当たりの指導回数

②週当たりの指導時数

図 3-12 に、弱視通級指導教室における週当たりの指導時数の結果を示す。データラベルの数値は、各凡例の人数を表す。結果をみると、小学校では「2 時間」と回答した児童が最も多く、36 人（35.6%、n = 101）であった。次に、ほぼ同程度の割合で「4 時間」の回答が続いた（30 人、29.7%）。その後は、「6 時間」、「5 時間」、「3 時間」の順に 10%前後の割合で続いた。

平成 24 年度に実施した前回調査でも類似する傾向が得られており、「2 時間」が最も多く、「4 時間」、「6 時間」と続いていく順番も同様であった。

③指導内容

図 3-13 に、弱視通級指導教室における指導内容の結果を示す。ここでは、弱視通級

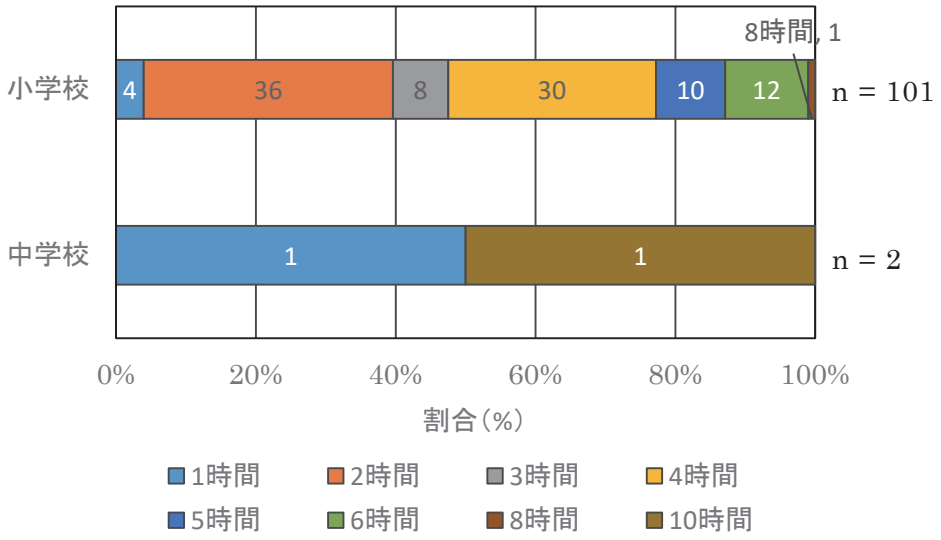


図 3-12　弱視通級指導教室における週当たりの指導時数

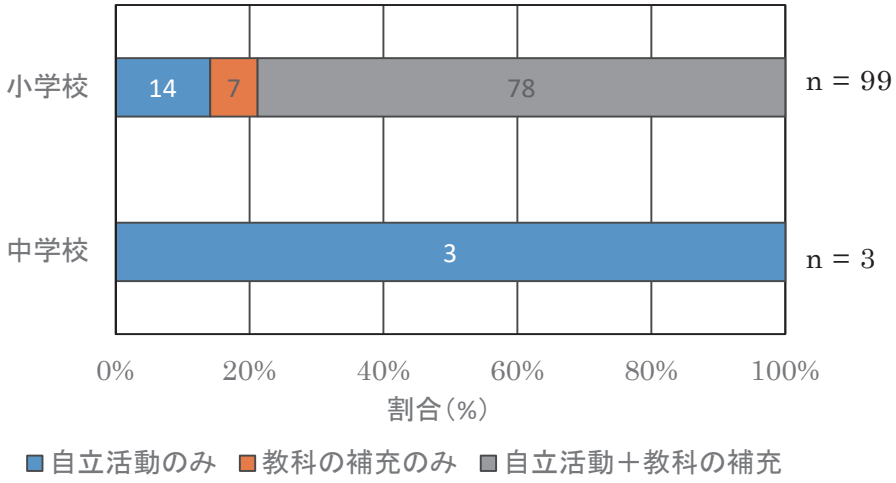


図 3-13　弱視通級指導教室における指導内容

指導教室における指導内容を、「自立活動」と「教科の補充」の２つに大別し、それぞれが単独で実施されている場合と、その両方が実施されている場合の３パターンの割合を示した。結果より、小学校では、「自立活動＋教科の補充」という両方の指導を行っている割合が最も多く、78.8%であった。次いで「自立活動のみ」が 14.1%で続き、「教科の補充のみ」は 7.1%であった。このように、「自立活動＋教科の補充」の割合が 70%を超える点や、「教科の補充のみ」の指導を行っている割合が最も低いという点は、平成 24 年度に実施した調査でも同様にみられた傾向である。

小学校における「自立活動」の具体的な内容をみると、「弱視レンズ」が最も多くあり、次に「目と手の協応動作」が続いた。また、「道具の操作」や「パソコンやタブレ

ットの使い方」、「視覚認知」、「空間認知」等の回答もみられた。中学校では、「弱レンズ」が２名、「調理実習、運動」が１名であった。

同様に、「教科の補充」の具体をみると、小学校では「国語」、「算数」が最も多く、そのほとんどを占めていた。その他には、歩行や手指操作の巧緻性向上等を含む「体育」や、「理科」（実験）といった回答もみられた。

④指導形態

図 3-14 に、弱視通級指導教室における指導形態の結果を示す。本設問は、一人の児童生徒であっても自校通級と他校通級を組み合わせて指導を行っている場合もあるため、複数選択を許して回答を求めた。結果から、小学校、中学校ともに多くの児童生徒が「他校通級」の形態をとっていることがわかる。ちなみに、複数の形態をとっていたのは小学校で１人（他校通級＋巡回による指導）であった。

平成 24 年度の調査では、小学校で「他校通級」と回答した割合が 62.7%（n = 102）であった。本調査では、複数回答をした１名の児童を除くと、小学校の「他校通級」の割合は 73.7%（n = 99）であり、平成 24 年度の値と比較すると約 10 ポイントの増加である。他方、同様の方法で「自校通級」の割合を算出すると 14.1%（n = 99）となり、平成 24 年度の 19.6%（n = 102）よりも約５ポイント減少している。本調査の結果からではこれらの傾向の原因を判断することは難しいが、通級指導教室の開閉状況等を踏まえながら、引き続き推移を調べていく必要があると考える。

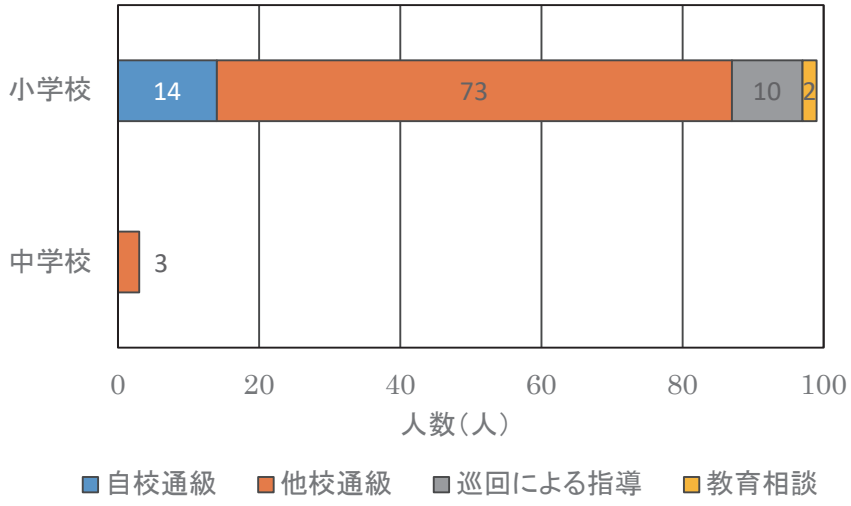
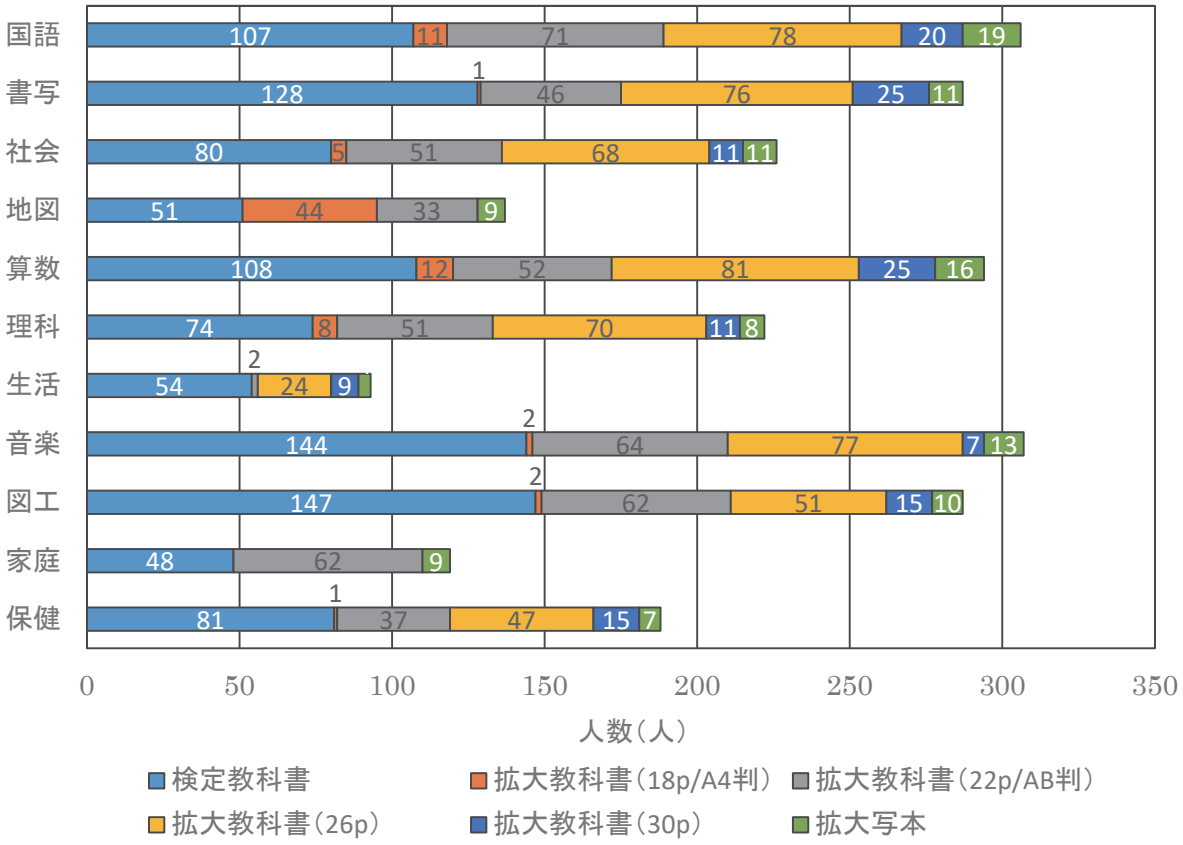


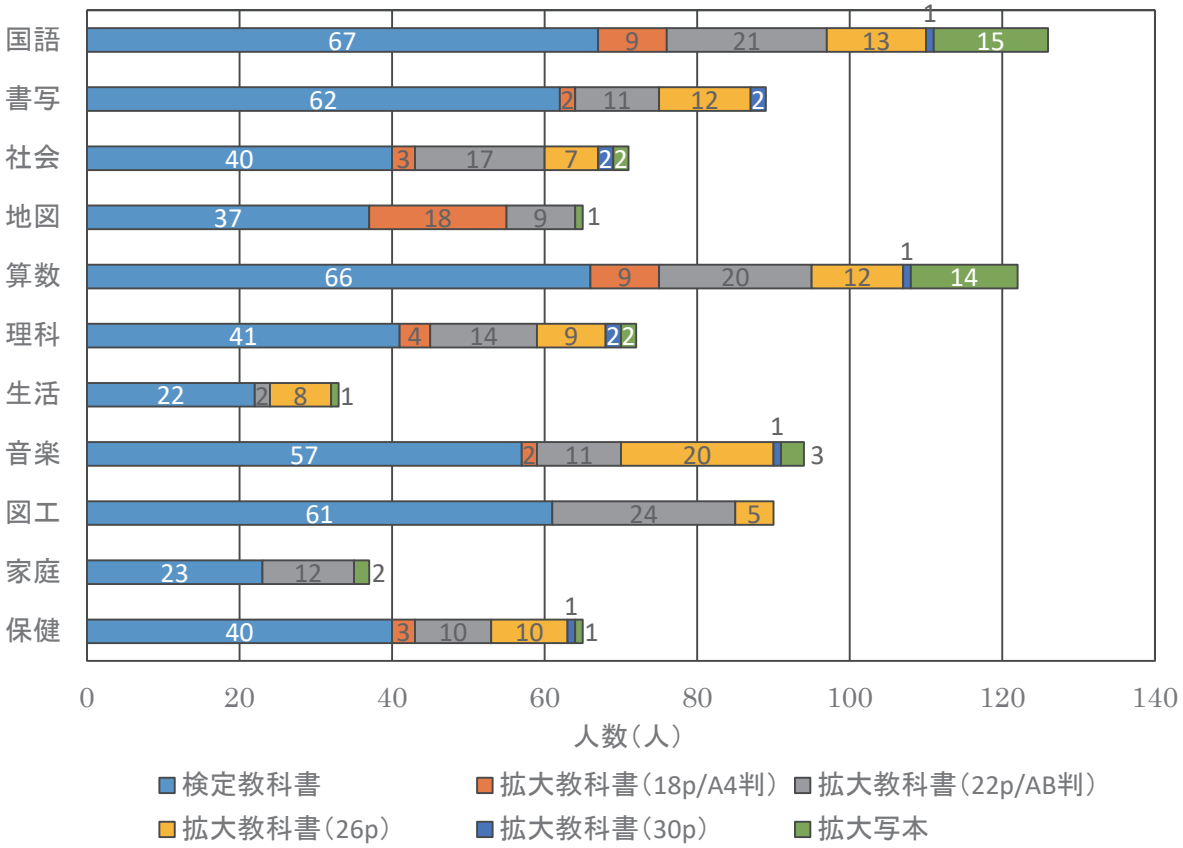
図 3-14　弱視通級指導教室における指導形態（複数回答可）

11）教科別普通文字教科書の使用状況

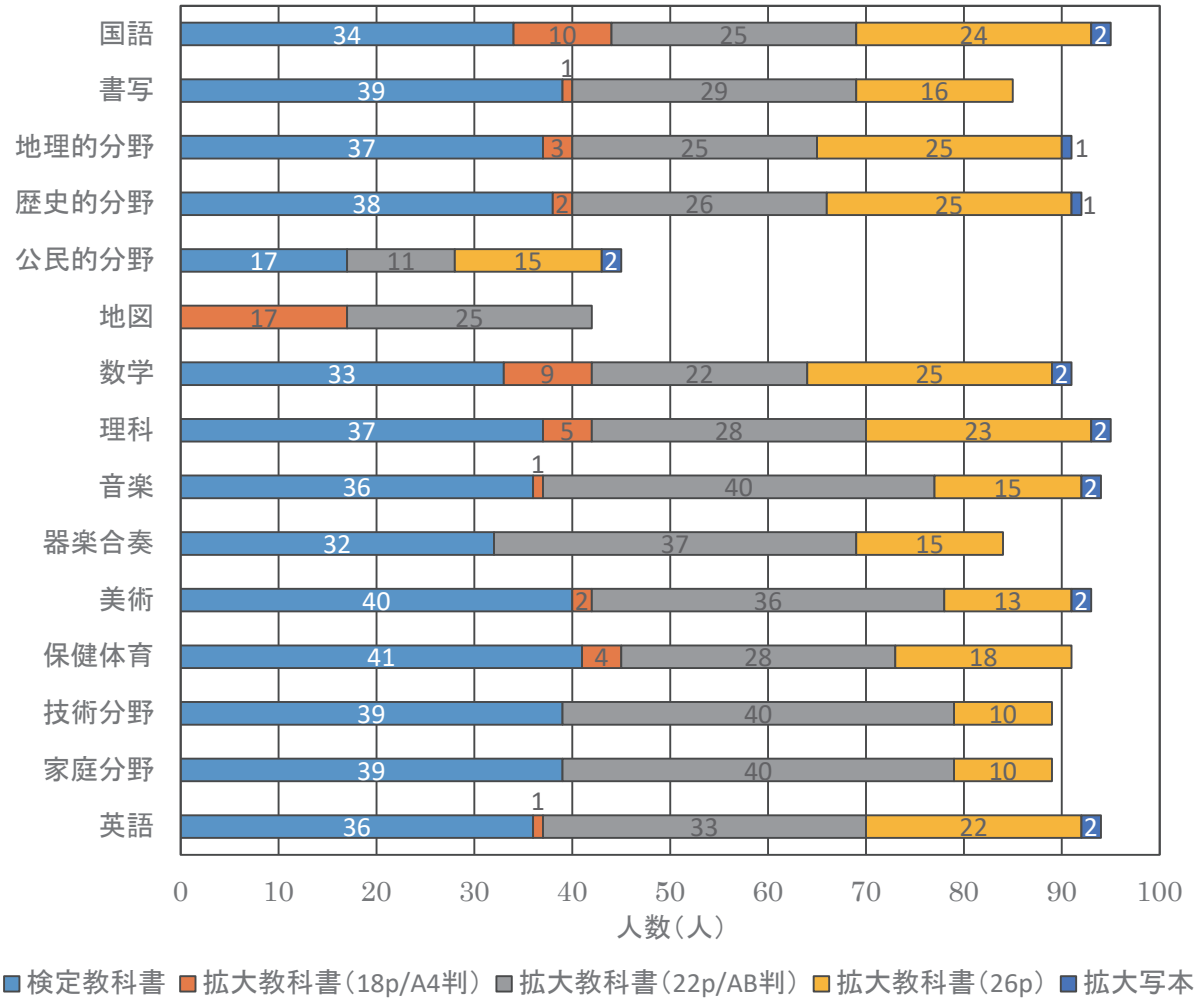
図 3-15 に、使用されている普通文字教科書の結果を示す。なお、中学校弱視通級指導教室は n が 3 であるため、中学校弱視特別支援学級の結果と合わせて示す。



(a) 小学校 弱視特別支援学級



(b) 小学校 弱視特別支援学級



(c) 中学校 弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室

図 3-15　使用されている普通文字教科書

平成 20 年 9 月より、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」（通称、教科書バリアフリー法）が施行され、弱視児童生徒が使用するための拡大教科書の普及が進みつつある。本調査においては、前回調査に引き続いて、普通文字教科書の使用状況を教科・領域ごとに調べた。なお、拡大教科書については、仕様されている文字の大きさとして、小学校は 18、22、26、30 ポイント（地図は A4 判、AB 判、家庭は 22 ポイントのみ)、中学校は 18、22、26 ポイント（地図は A4 判、AB 判）の内訳も聞いた。

「拡大教科書」を使用している割合が高いことは８）教科書の使用状況で述べたとおりだが、文字の大きさの内訳をみてみると、小学校、中学校ともに、18、30 ポイントよりも 22、26 ポイントの教科書が比較的多く使用されている傾向がみられた。なお、拡大教科書は着実に普及しつつあると考えられるが、小学校においては、とくに国語や算数で「拡大写本」が使用されていることも明らかになった。

（３）全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室担当者及び指導状況等に関する調査

１）分析対象担当者

表 3-3 に、本項で分析対象となる担当者の有効回答数 n を示す。表 3-1 に示した回答校数と値が異なるのは、複数の担当者から回答が得られた学校と、担当者に関する回答がなかった学校があったためである。

表 3-3　分析対象担当者数

学校種	学級種	有効回答数 n
小学校	弱視特別支援学級	259
	弱視通級指導教室	47
中学校	弱視特別支援学級	81
	弱視通級指導教室	20
合計		407

２）担当者のプロフィール

①性別

図 3-16 に、担当者の性別を示す。いずれの学校種、学級種においても、女性の割合のほうが高く、中学校弱視特別支援学級を除いて約 80%が女性の担当者であった。

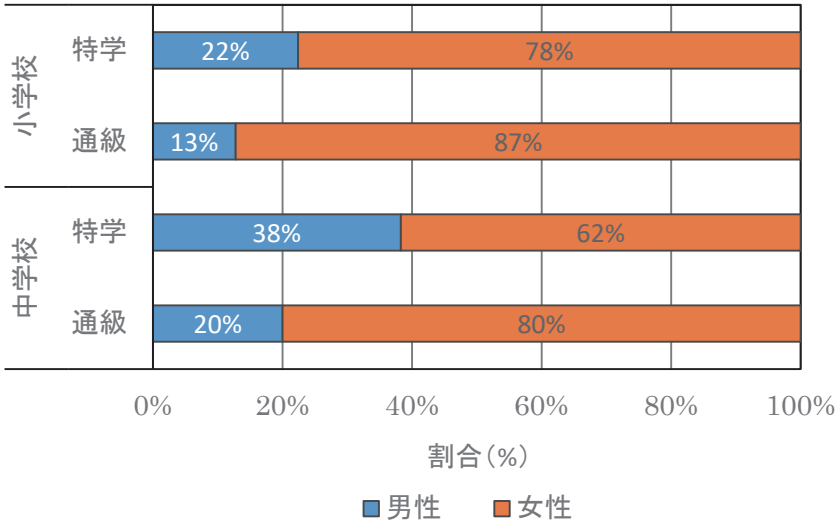


図 3-16　担当者の性別

②年齢

図 3-17 に、担当者の年齢を示す。結果より、学校種や学級種によらず、50 歳代の

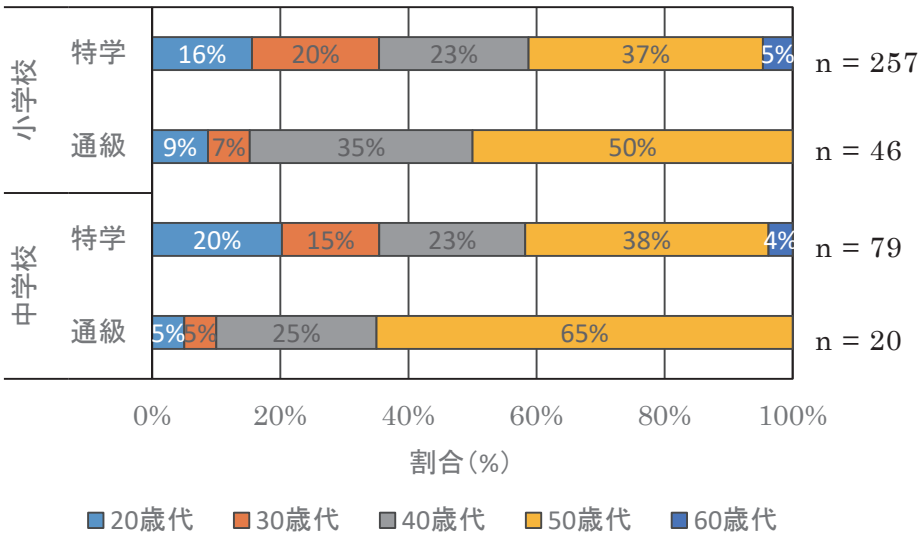
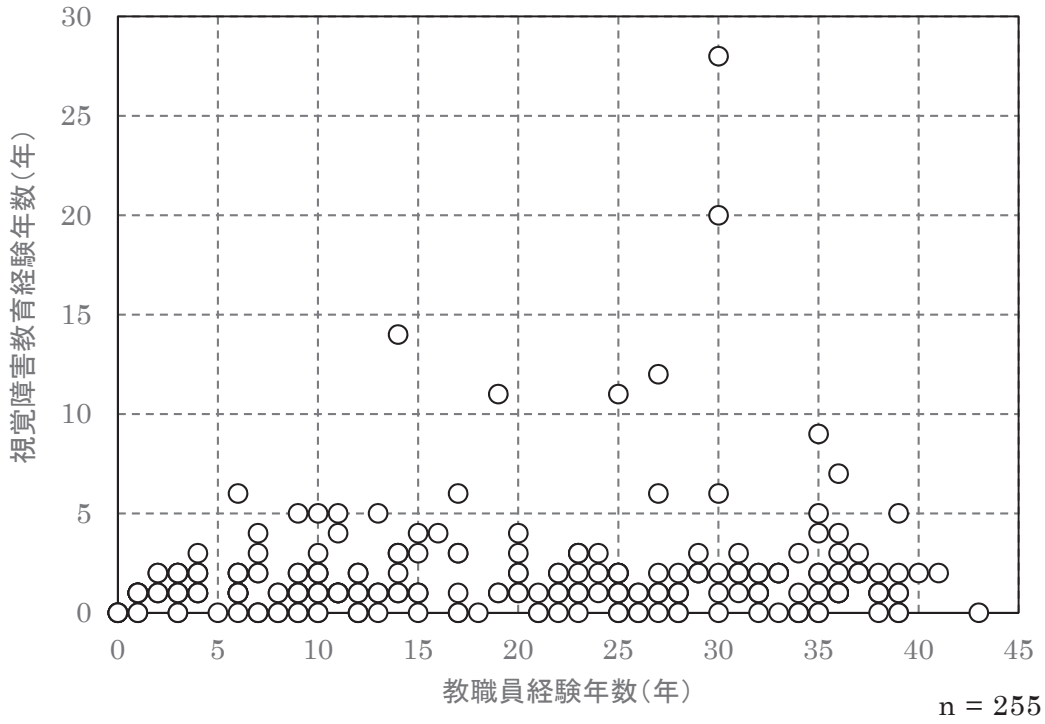


図 3-17　担当者の年齢

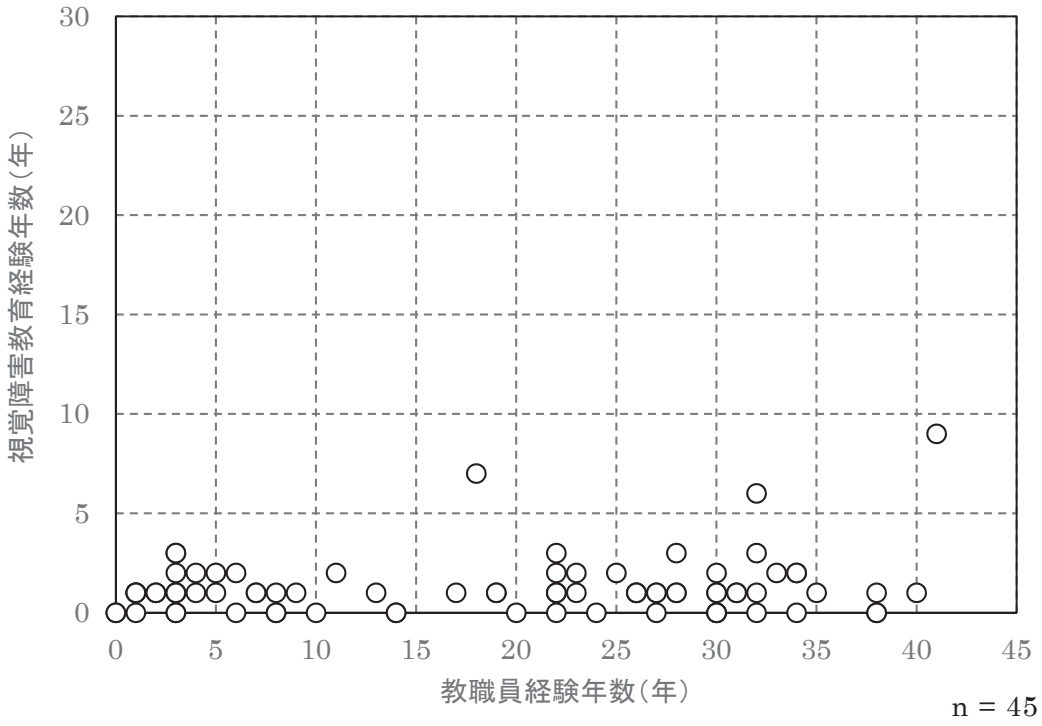
担当者が占める割合が最も高かった。40 歳代を含めると、いずれの学校種、学級種においても 60%以上の割合であった。

③教職経験年数及び視覚障害教育経験年数

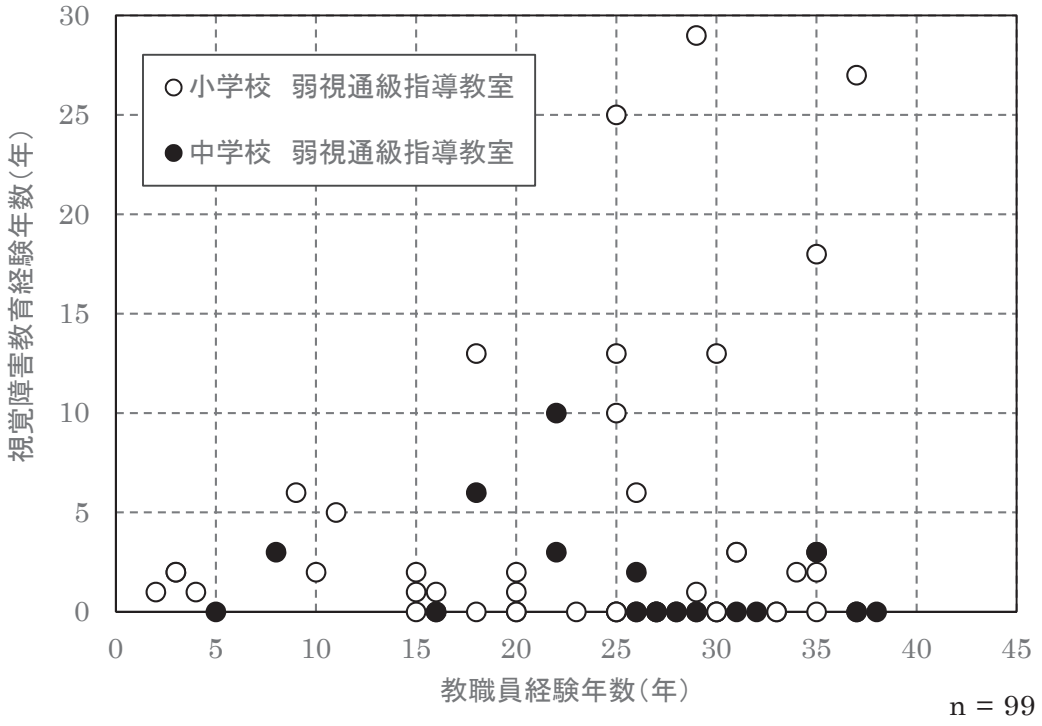
図 3-18 に、教職経験年数と視覚障害教育経験年数の関係を分布図で示す。中学校弱視通級指導教室は n が 18 であるため、小学校弱視通級指導教室の結果と合わせて示す。



（a）小学校 弱視特別支援学級



（b）中学校 弱視特別支援学級



（c）小・中学校 弱視通級指導教室

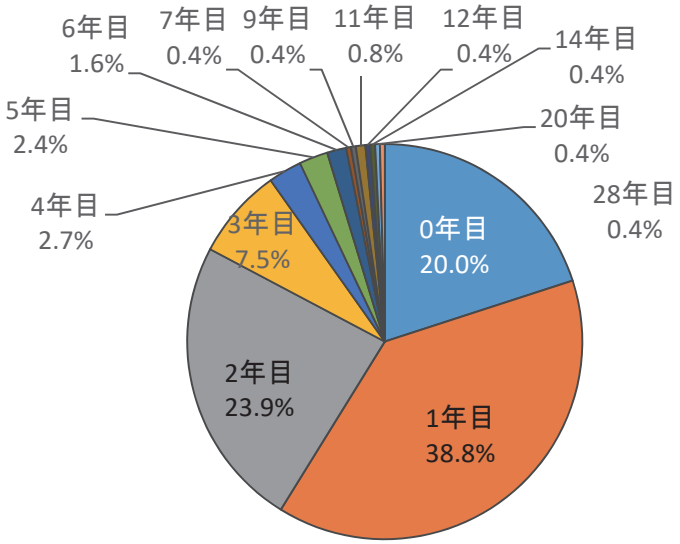
図 3-18　教職経験年数と視覚障害教育経験年数の関係

なお、教職員経験年数０年は、本年度から新規採用になったことを表す。同様に、視覚障害教育経験年数０年は、本年度から新たに弱視特別支援学級及び弱視通級指導教

室の担当者になったことを表す。

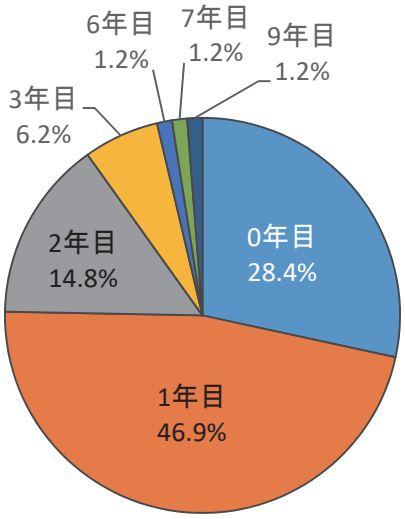
まず、図 3-18 より、小学校、中学校ともに、弱視特別支援学級では、担当者の教職員経験年数は広範囲に分布しているのに対して、視覚障害教育経験年数は０～２年辺りに集中している傾向がみられた。一方、弱視通級指導教室では、教職員経験年数は広範囲に分布している点は同様であるが、視覚障害教育経験年数は５年以上の担当者も一定程度おり、弱視特別支援学級とは異なる傾向がみられた。こうした傾向をよりわかりやすくするため、図 3-19 に視覚障害教育経験年数の割合を円グラフで示す。

これより、いずれの学校、学級種においても、経験年数０～２年の担当者が占める割合が 70%を超えていることがわかる。経験年数３年までを含めると、80%を超える。



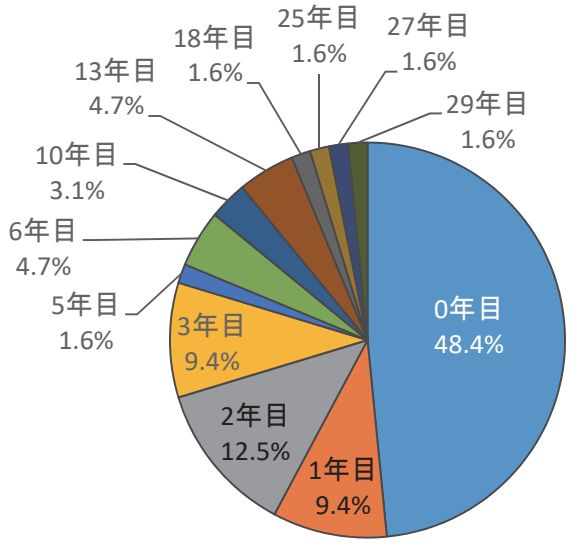
n = 255

（a）小学校 弱視特別支援学級



n = 81

（b）中学校 弱視特別支援学級



n = 64

（c）小・中学校 弱視通級指導教室

図 3-19　視覚障害教育経験年数の割合

一方、経験年数 10 年以上の担当者の割合を見ると、小学校弱視特別支援学級では 2.4%、中学校弱視特別支援学級では 0%（最大値は 9 年）、小・中学校弱視通級指導教室では 14.1%であった。

平成 24 年度に実施した前回調査と比較をすると、小・中学校弱視特別支援学級の結果については本調査と同様の傾向であった。しかし、小・中学校弱視通級指導教室の結果については、異なる傾向を示した。具体的には、平成 24 年度における視覚障害教育経験年数 0 ～ 2 年の担当者の割合は 37.9%、10 年以上も同じく 37.9%であり（n = 29）、平成 29 年度にかけて、経験年数の短い担当者の割合が増加し、経験年数の長い担当者の割合が減少していた。この傾向は、平成 19 年度から平成 24 年度の調査にかけても同様にみられたが、平成 24 年度から本調査にかけては、値の増減がより顕著であった。また、経験年数 0 年の割合に着目すると、平成 24 年度には 24%であったのに対し、平成 29 年度には 48.4%まで増加している。こうした経年変化については、担当者の視覚障害教育に関する専門性の向上の観点からも、引き続きその推移に注目していく必要があると考えられる。

④担当校務分掌

図 3-20 に、担当者が校内で担っている校務分掌（部・委員会）数を示す。データラベルの数値は、各凡例の人数を表す。また、図 3-21 に、担当者が校内で担っている校務分掌の種類を示す。これについては、複数回答可で回答を求めた。なお、校務分掌の名称や役割は学校によって異なるため、ここでは、平成 24 年度の調査に合わせて、表 3-4 に示す項目で結果を分類し、整理した。

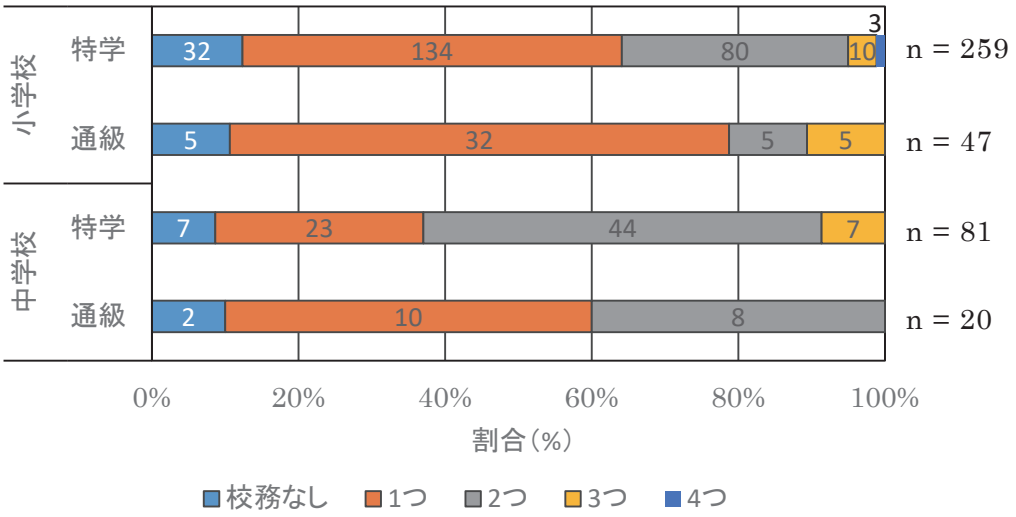
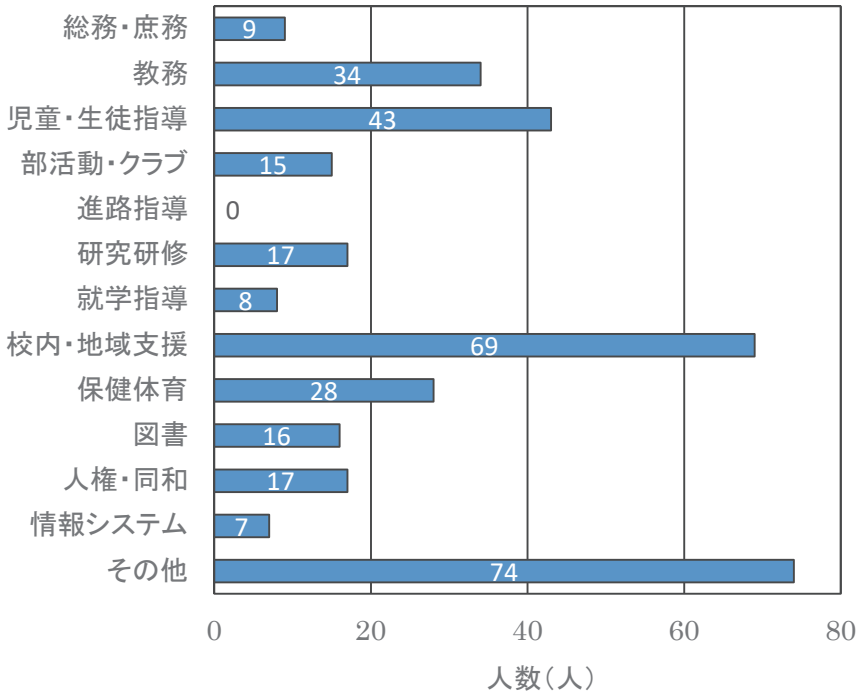


図 3-20　校内で担っている校務分掌数

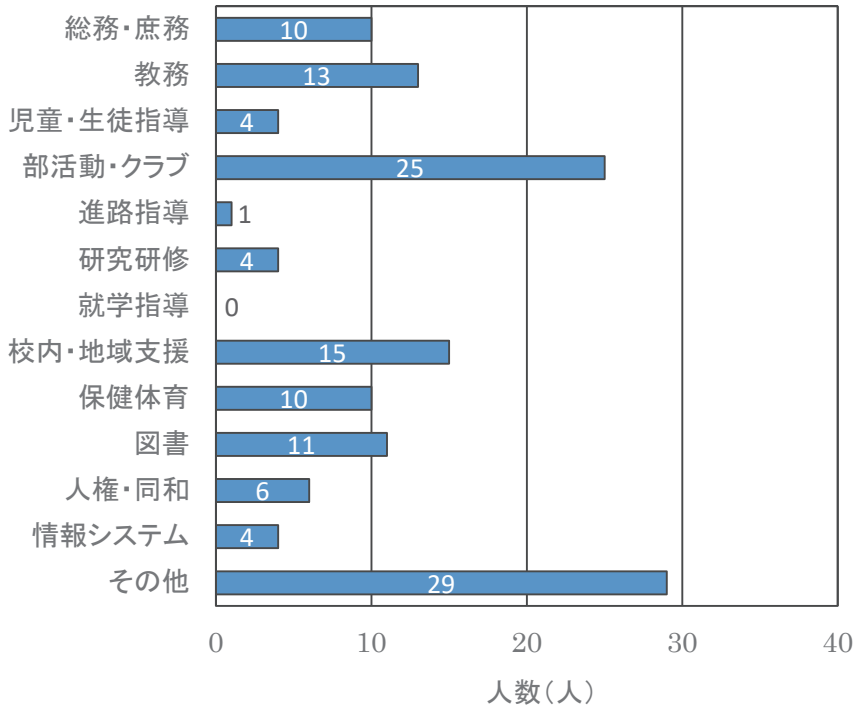
表 3-4　分析のために用いた校務分掌の分類と役割

分類	役割
総務・庶務	年間日程調整、式典企画（入学式、卒業式、始業式等）、保護者団体（PTA、育友会等）、同窓会との連絡・調整、学校広報誌の作成、防災避難訓練の計画及び実施、等
教務	教育課程の検討、時間割の作成、児童・生徒の学籍や成績に関する事務処理、教科書に関する事務処理、定期考査の運営、等
児童・生徒指導	校則等の検討、児童・生徒の校内及び校外生活上の指導指針の作成、補導、交通安全指導、捨得遺失物の管理、児童会・生徒会、等
部活動・クラブ活動	部活動・クラブ活動の統括、等
進路指導	進学・就職活動の支援、進学・就職情報の収集及び広報、進路に関する統計、模擬試験や模擬面接の計画・実施、等
研究研修	校内職員の研究研修計画の立案・実施、等
就学指導	校内就学に関わる業務、等
校内・地域支援	教育相談や特別支援教育に関わる業務、等
保健体育	保健室の管理、健康・身体に関する統計、身体測定や各種検診の計画・実施、学校医との連絡・調整、等
図書	図書館・図書室の管理・運営、読書指導、視聴覚機材の管理、等
人権・同和	人権・同和教育や関連する研修の計画・実施、等
情報システム	情報機器や校内 LAN の管理、Web サイトの作成・管理、等
その他	上記のいずれの項目にも当てはまらない校務

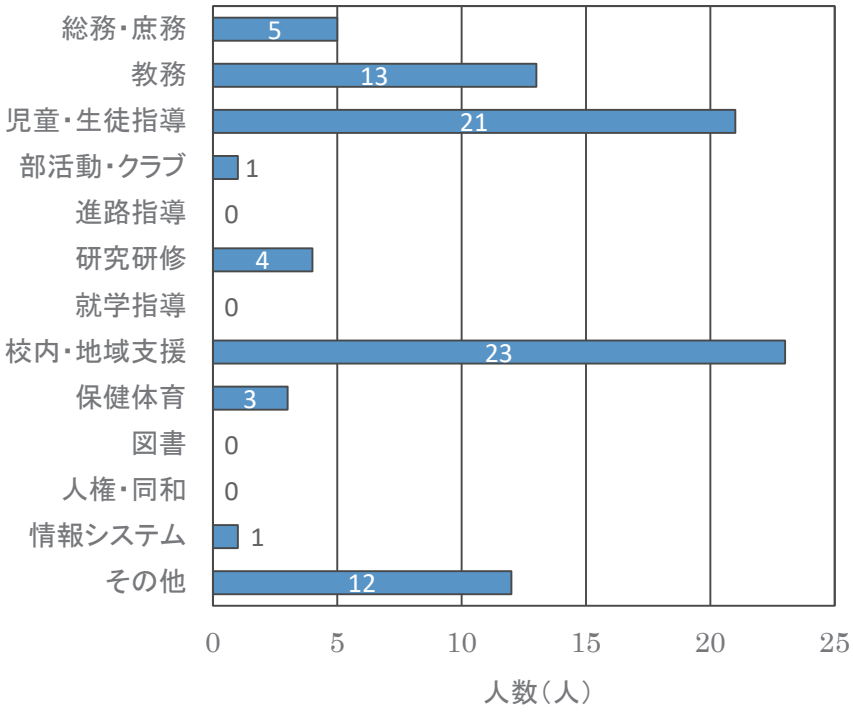
まず、担当者が校内で担っている校務分掌数については、「校務なし」の回答を除き、「１つ」あるいは「２つ」の回答がほとんどを占めた。次に、その具体的な内容につ



（a）小学校 弱視特別支援学級



（b）中学校 弱視特別支援学級



（c）小・中学校 弱視通級指導教室

図 3-21　校内で担っている校務分掌の種類（複数回答可）

いてみてみると、小学校弱視特別支援学級担当者は、「校内・地域支援」に関する分掌に所属している人数が多かった。最も多いのは「その他」であるが、その内容は「環境美化」や「給食委員会」、「栽培・園芸委員会」等であった。中学校弱視特別支援学級担当者は、「その他」を除けば「部活動・クラブ活動」が多く、次が「校内・地域支援」であった。小学校、中学校ともに比較的多く回答のあった「校内・地域支援」の中には、特別支援教育に関する業務も含まれており、小・中学校弱視特別支援学級担当者が比較的多く担当する校務分掌であることがわかった。小・中学校弱視通級指導教室については、弱視特別支援学級と同様に「校内・地域支援」が多く、次いで「児童・生徒指導」であった。

弱視特別支援学級、弱視通級指導教室ともに「校内・地域支援」が多い傾向は平成 24 年度の調査でも同様にみられており、5 年間で顕著な変化は確認されなかった。

⑤その他の校務

図 3-22 に、校内で担っている校務分掌以外の校務を示す。本設問は複数回答可で回答させた。結果より、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室担当者の中には、「特別支援教育コーディネーター」や「校内委員会委員」等、校務分掌以外で担っている校務がある者も多くいることがわかる。いずれの学校種、学級種においても、概ね均等に各校務に対する回答が得られているが、「外部教育相談担当」を担っている割合は、

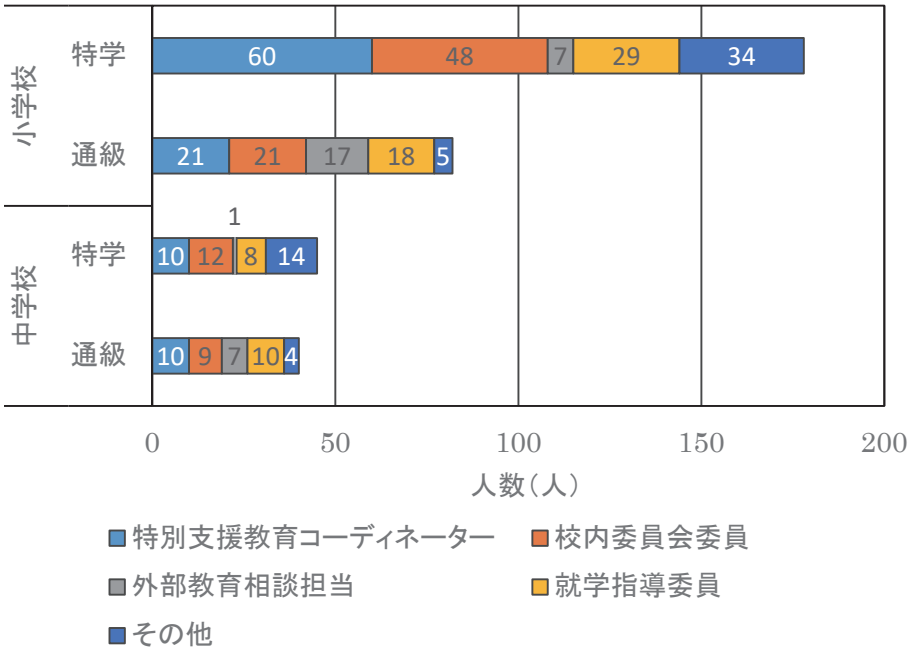


図 3-22　分掌以外で担っている校務（複数回答可）

弱視特別支援学級担当者よりも弱視通級指導教室担当者のほうが多い傾向がみられた。同様の傾向は、平成 24 年度の調査でもみられている。

こうした結果から、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室担当者に対しては、校内外において、特別支援教育を牽引するキーパーソンとしての役割が期待されていると考えられる。

3）ICT の活用状況について

担当する児童生徒の指導で活用している ICT 機器について、選択肢から当てはまるものすべてを選択させた。また、「タブレット型コンピュータ」、「携帯情報端末」、「教科書等のスキャンデータ」の 3 つの選択肢については、別途選択肢を設けて、その具体的な内容についても調べた。なお、本調査において、「デジタル教科書」とは、現在使用している教科書に準拠し、教員が電子黒板等を用いて児童生徒へ指導する際に活用するデジタルコンテンツを指す。

まず、図 3-23 に、授業における ICT 機器活用の有無を示す。データラベルの数値は各凡例の人数を表す。授業において ICT 機器を活用している割合は、小学校の弱視特別支援学級で 91.9%（n = 259）、弱視通級指導教室で 89.4%（n = 47）、中学校の弱視特別支援学級で 87.7%（n = 81）、弱視通級指導教室で 65.0%（n = 20）であった。

また、図 3-24 に、授業で活用している ICT 機器の種類を示す。本設問は、複数回答を許している。これより、いずれの学級種においても「タブレット型コンピュータ」の活用が最も多く、次いで「デジタルカメラ」や「テレビ・プロジェクタ等」、「実物投影機」の活用率が高い。なお、「タブレット型コンピュータ」のオペレーティングシ

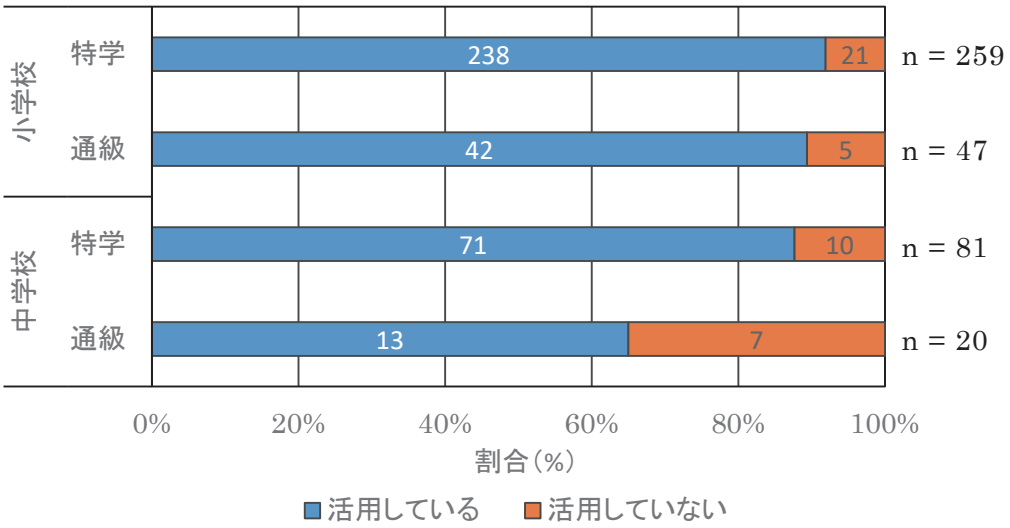


図 3-23　授業における ICT 機器活用の有無

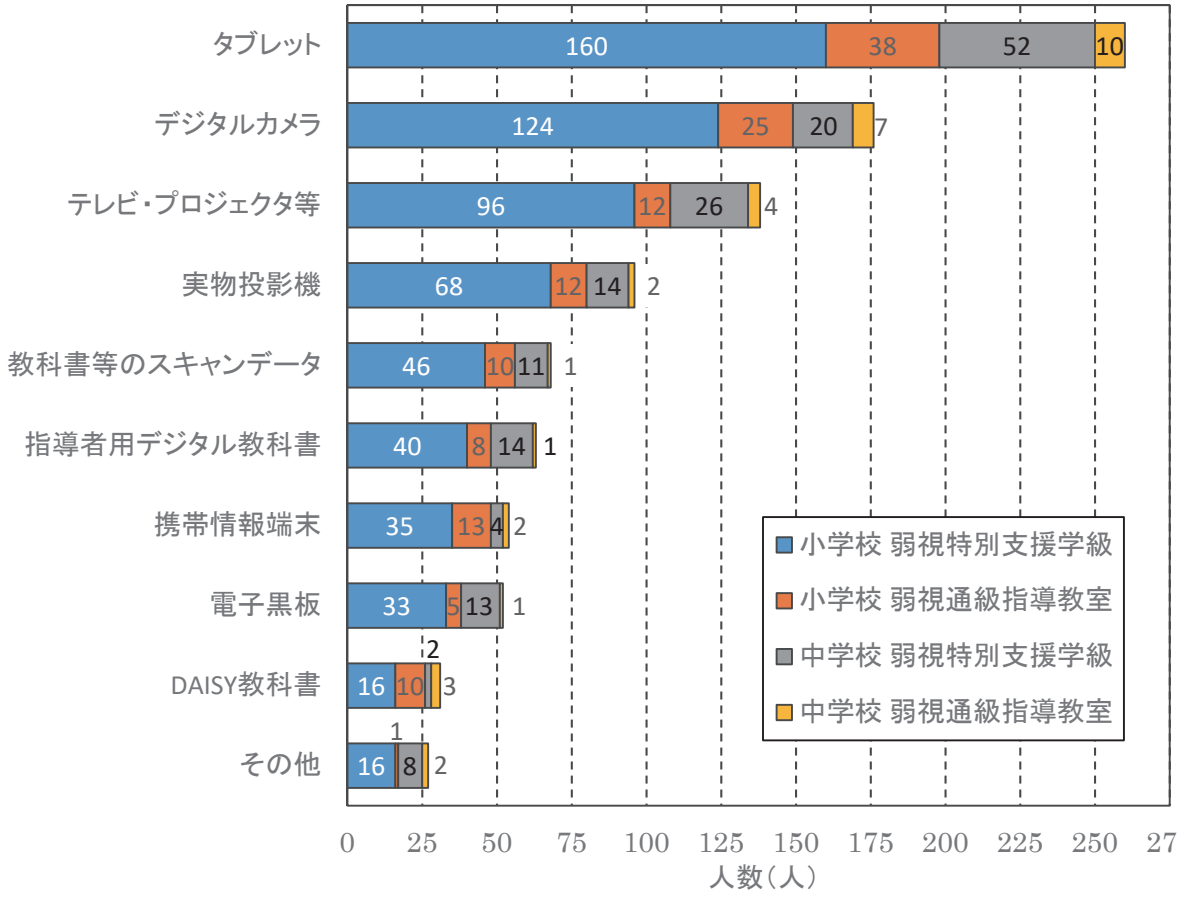


図 3-24　授業で活用している ICT 機器の種類（複数回答可）

ステム（以下、OS）としては、iOS（50.4%）が最も多く、Windows は 12.7%、Android は 3.5%、その他は 0.4%であった（n = 260、未回答は 37.3%）。タブレット型コンピュータは、OS によって利用できるアプリケーションやアクセシビリティ機能が異なる

が、現状では、iOS が搭載された iPad（Apple 社製）が比較的多く活用されていた。なお、「携帯情報端末」でも Apple 社の製品が活用されている割合が多かった。未回答が 50.0%と半数を占めてはいるが、具体的な内訳は iPhone が 33.3%、Android が 13.0%、iPod touch が 7.4%であった（n = 56）。また、「教科書等のスキャンデータ」のデータ形式としては、画像データが 25.0%、PDF が 23.5%、テキストデータが 10.3%の内訳であった（n = 68、未回答は 63.2%）。

本調査項目は、平成 24 年度の前回調査からはじめて追加されたものであり、当時は「タブレット型コンピュータ（iPad／iPad 以外）」、「携帯情報端末（iPod touch）」、「教科書等のスキャンデータ」、「DAISY 教科書」、「指導者用デジタル教科書」の 5 つの選択肢のみで構成されていた。授業で ICT 機器を活用している割合は、小学校弱視特別支援学級で 29.8%（n = 215）、中学校弱視特別支援学級で 21.4%（n = 56）、小・中学校弱視通級指導教室で 37.9%（n = 29）であった。ここで、比較のために、平成 29 年度における ICT 機器の活用率を上記の 5 つの機器に限定して算出しなおすと、小学校の弱視特別支援学級で 73.0%（n = 259）、弱視通級指導教室で 87.2%（n = 47）、中学校の弱視特別支援学級で 70.4%（n = 81）、弱視通級指導教室で 55.0%（n = 20）である。単純比較はできないが、5 年間での活用率の大幅な増加から、視覚障害教育における ICT 機器の活用は近年で急速に普及していると考えられる。

また、平成 24 年度の調査において、最も活用率が高かった ICT 機器は、今回の調査と同様に「タブレット型コンピュータ」であり、次に「指導者用デジタル教科書」が同程度の割合で続いていた。一方、今回の調査では、「タブレット型コンピュータ」の活用率が「指導者用デジタル教科書」のそれを大きく上回る結果となった。ICT 機器全体の活用率が増加したことは上述のとおりだが、こうした傾向の背景には「タブレット型コンピュータ」が広く活用されるようになったことが関係している可能性が示唆された。

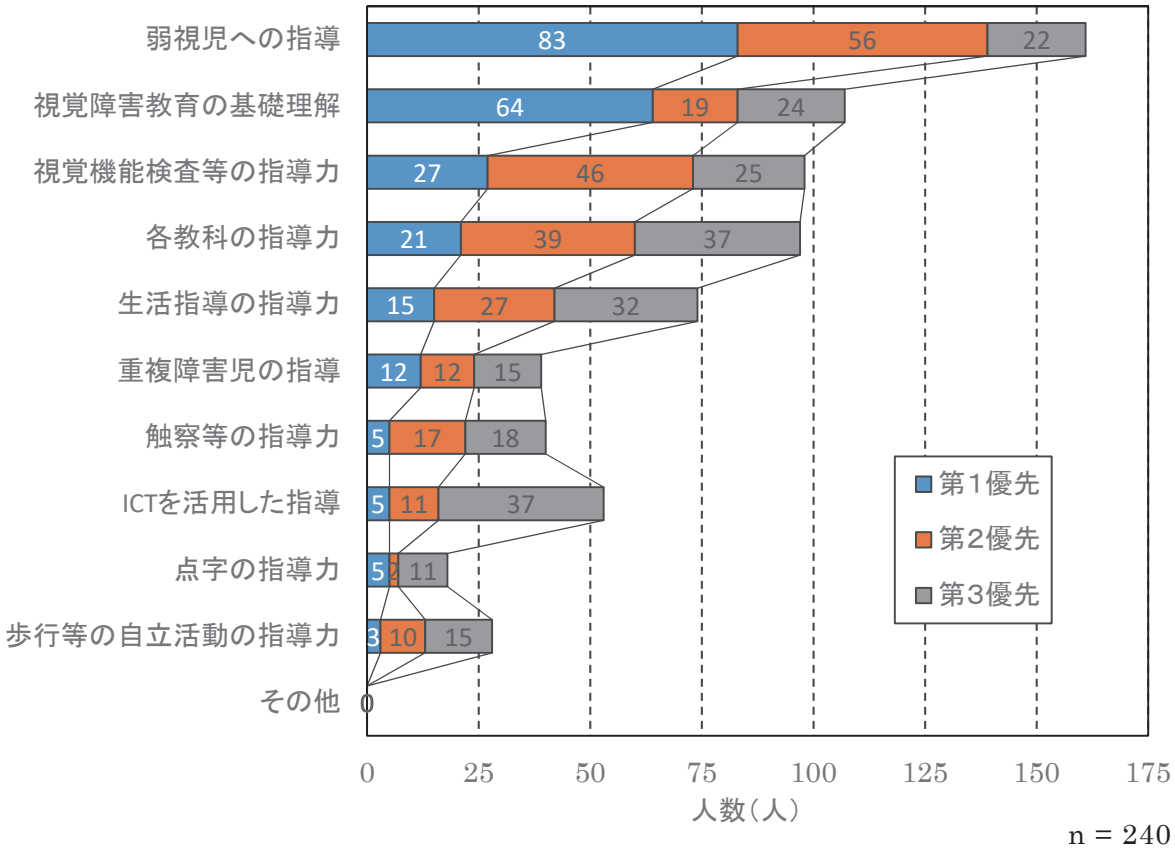
視覚障害教育における ICT 機器の活用については、こうした現状を踏まえながら、引き続き活用方法の検討や機器開発等を進めていく必要があると考えられる。

4）視覚障害教育の専門性向上のための研修について

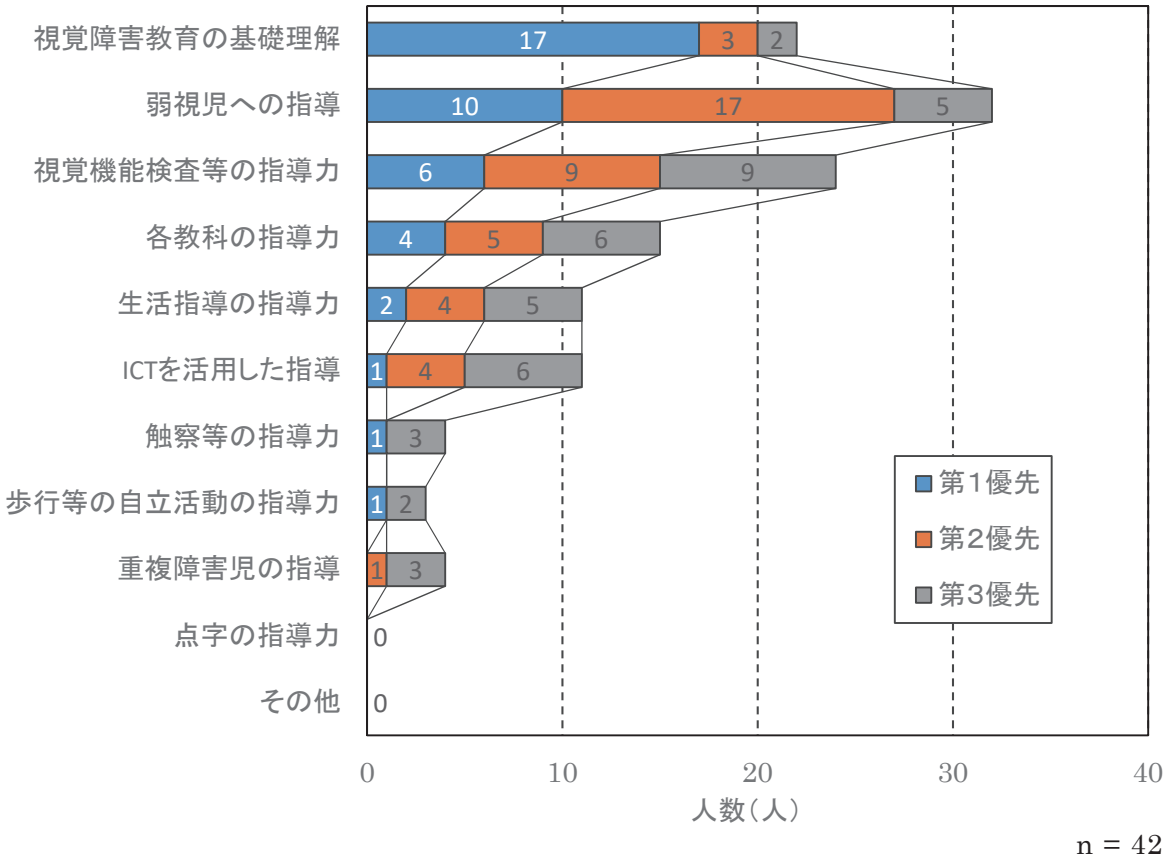
図 3-25 に視覚障害教育の専門性向上のための研修の内容として希望するものの結果を示す。本設問では、選択肢から優先順位の高い 3 つを選択させた。各図の縦のスケールは、第 1 優先として選択された回答数が多い順に並べている。

結果から、学校種や学級種にかかわらず、「弱視児への指導」あるいは「視覚障害教育の基礎理解」の優先順位が最も高く、これら 2 つの選択肢の次に「視覚機能検査等の指導力」と「各教科の指導力」が優先されていた。一方で、「点字の指導力」は、いずれの障害種においても優先順位が低い傾向であった。

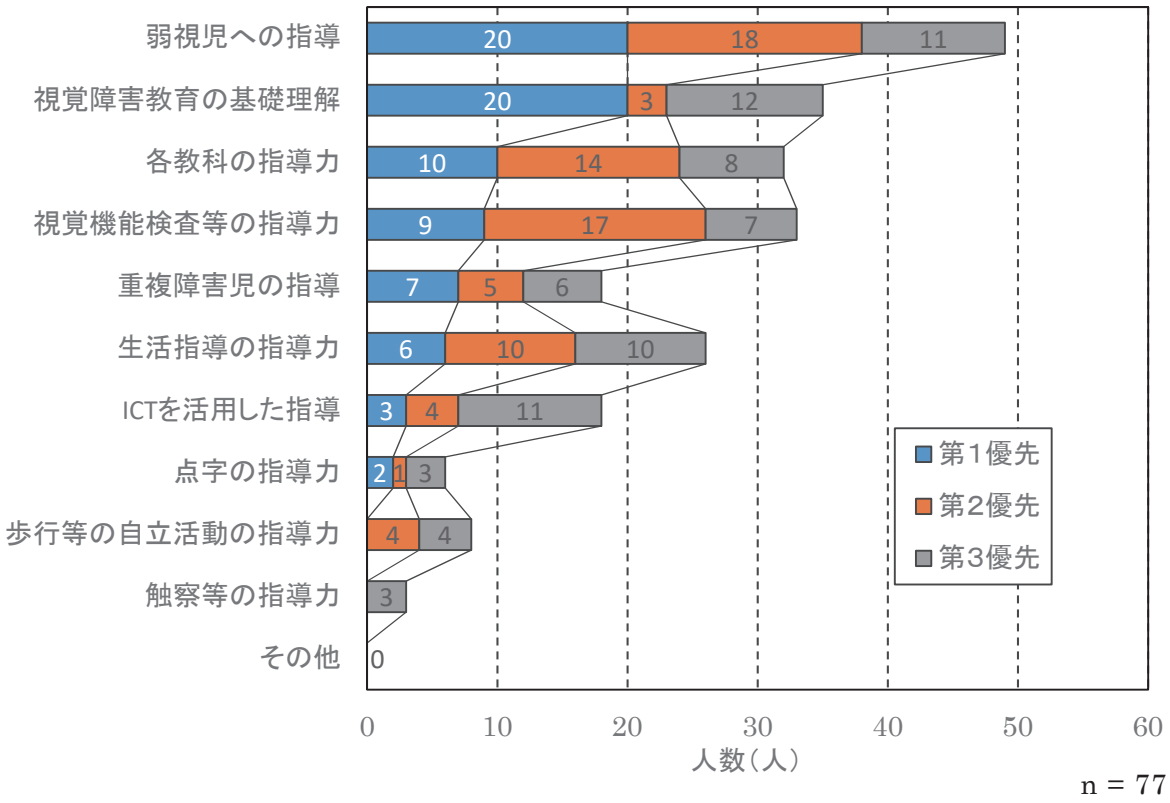
ここで、2）③で述べた担当者の視覚障害教育経験年数を改めて振り返ると、学級



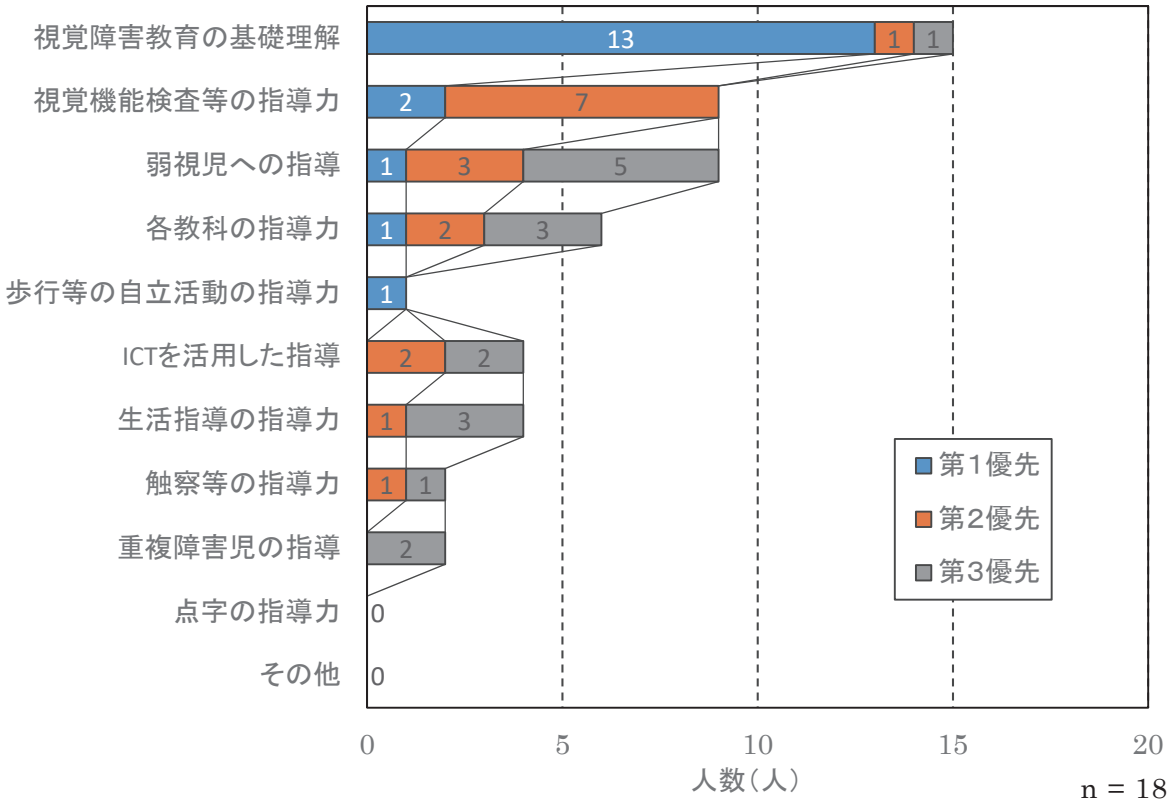
（a）小学校 弱視特別支援学級



（b）小学校 弱視通級指導教室



（c） 中学校 弱視特別支援学級



（d） 中学校 弱視通級指導教室

図 3-25　視覚障害教育の専門性向上のための研修の内容として希望するもの
（選択肢から３つ選択）

種に関わらずに経験年数０～２年の担当者が 70%以上を占めていた。特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能等も活用しながら、担当者の視覚障害教育に関する専門性向上を図っていくことが必要であるが、そのための研修として担当者が求める内容が明らかになったことは、今後、研修の内容を検討していく上で有益な視点を示してくれると考える。

なお、全国盲学校長会が平成 28 年度に特別支援学校（視覚障害）を対象に行った同様の調査（全国盲学校長会、2016）では、「点字の指導力」と回答した学校が最も多く、２番目が「歩行等の自立活動の指導力」であった。小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の担当者が求める内容とは異なるが、互いのリソースを活かすためにも特別支援学校（視覚障害）との連携を深め、域内の弱視児童生徒担当者同士でネットワークを構築していくことが必要であると考える。

３．小括

本章では、弱視児童生徒の在籍状況を把握するとともに、弱視教育を取り巻く実態を明らかにすることを目的として実施した「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」の報告を行った。調査の結果、小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室における弱視児童生徒の在籍状況や、授業における ICT の活用状況、視覚障害教育の専門性向上のための研修に求める内容等を明らかにすることができた。

参考文献

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2013）．全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査（平成 24 年度）研究成果報告書.

文部科学省（2008）.「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」（通称：教科書バリアフリー法）について.

全国盲学校長会（2016）．視覚障害教育の現状と課題．56, 18-44.

第４章　総合考察

本調査研究では、「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査」及び「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」の２つの調査を実施し、全国の小・中学校における弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況を調べるとともに、弱視児童生徒の在籍状況を把握し、弱視教育を取り巻く実態について検討を行った。

第２章では、「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査」について述べた。経年推移をみると、平成 28 年度から平成 29 年度にかけては減少していたものの、この 15 年間においては、小学校、中学校ともに弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置校数は増加傾向にあることがわかった。弱視児童生徒の学びの場が確保されるとともに、個々のニーズに応じた指導の充実という観点からは、望ましい傾向であると考えられる。また、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室のいずれも設置していない都道府県については、平成 19 年度の前々回調査及び平成 24 年度の前回調査では９つであったのに対して、本調査では５つに減少していた。これらの都道府県については、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置校はないものの、特別な配慮を必要とする児童生徒のニーズに応じる方策はそれぞれで講じられていると考える。また、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室が設置されてはいるが、弱視児童生徒が在籍している実態のない学級や教室は相当数存在していた。従って、視覚障害教育の専門性に長けた者が必ずしも弱視特別支援学級や弱視通級指導教室の担当者になっていない場合も多い。本報告書においても、担当者の視覚障害教育の専門性向上の必要性については触れているところではあるが、こうした状況を踏まえれば、特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能等も活用しながら、域内の弱視児童生徒担当者同士でネットワークを構築し、互いのリソースを活かしていくことが必要であると考える。

第３章では、「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」について述べた。調査を通じて、小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室における弱視児童生徒の在籍状況や、授業における ICT の活用状況、視覚障害教育の専門性向上のための研修に求める内容等を明らかにすることができた。

なお、平成 19 年度の前々回の調査から引き続き、平成 24 年度の前回調査においても以下の３点が課題として挙げられていた。

（１）　県内あるいは市区町村内で、視覚障害教育の経験者（専門家・免許保有者等）を配置できる人事システムの構築

（２）　特別支援学校（視覚障害）との連携（域内弱視教育担当者とのネットワーク構築を含む）

（３） 視覚障害教育の専門性確保のための研修の充実

このうち、課題（１）については、弱視教育担当者の視覚障害教育経験年数の継続的な調査等を通じて、引き続きその経年推移を調べているところである。課題（２）については、平成 24 年度の前回調査の際に、「盲学校と連携を図りながら支援等を受ける場合、最も役に立つと考える内容（情報）は何か」という質問項目を設けて調査をしている。その結果によると、第１優先として選択される項目について、小・中学校弱視特別支援学級担当者では「指導内容・方法」、小・中学校弱視通級指導教室担当者では「進路」がそれぞれ最も多かった。ただし、２番目に多かった項目をみると、中学校弱視特別支援学級担当者では「進路」が、小・中学校弱視通級指導教室担当者では「指導内容・方法」が、最も多かった回答とほぼ同じ割合でそれぞれ選択されていた。これらのことから、いずれの学校種、学級種においても、弱視児童生徒の指導に直接的に関わる事項について連携を図りたいという希望が多いことがわかった。本調査では、特別支援学校（視覚障害）との連携に関する設問を設けて直接的に調べてはいないが、こうした過去の調査結果も参考としながら、センター的機能を提供する側の特別支援学校（視覚障害）においても、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室担当者との連携を深めていっていただきたいと考える。そして、課題（３）については、本調査において新たに、視覚障害教育の専門性向上のための研修に求める内容について調べたところである。その結果、学校種や学級種にかかわらず、「弱視児への指導」あるいは「視覚障害教育の基礎理解」の優先順位が最も高く、これら２つの選択肢の次に「視覚機能検査等の指導力」と「各教科の指導力」が優先して求められていた。平成 24 年度に実施した調査では、特別支援学校（視覚障害）から支援等を受ける際に役に立つと考える内容として、弱視児童生徒の指導に直接的に関わる事項が多かったが、研修の内容としては、これらの事項に加えて、視覚障害教育に関する基礎的な内容が求められていることが本調査を通じて新たに明らかとなった。こうした知見は、今後、視覚障害教育に関する研修を企画する際に、研修内容を検討するための材料として有益な情報を提供するものであると考える。

最後に、本調査研究で得られた知見が、全国の小学校、中学校に設置された弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室や特別支援学校（視覚障害）において、教育情報等の共有資料として活用され、また、通常の学級に在籍する弱視児童生徒の学習指導資料として活用されることによって、今後の弱視教育研究の一層の推進に寄与できれば幸いである。

資料

「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」調査票

○ 調査票Ⅰ「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査」
・依頼文書

＜弱視特別支援学級用＞
・記入方法
・調査票（小学校弱視特別支援学級用／中学校弱視特別支援学級用）

＜弱視通級指導教室用＞
・記入方法
・調査票（小学校弱視通級指導教室用／中学校弱視通級指導教室用）

○ 調査票Ⅱ「弱視特別支援学級等担当者及び指導状況等に関する調査」
・調査票

依頼文書

特研班第５－１号
平成２９年１０月１８日

各都道府県教育委員会教育長　様
各指定都市教育委員会教育長　様

独立行政法人　国立特別支援教育総合研究所
理事長　宍戸　和成
（公印省略）

平成２９年度弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査について（依頼）

日頃より弱視児童生徒の教育及び研究につきましては格段のご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

本研究所では、本年に各都道府県・指定都市教育委員会様のご協力により、他の障害種を含め、全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況を調査いたしました。さらに、この設置状況調査結果をもとにしながら、各設置校の在籍状況を把握することにより、我が国の弱視教育研究に役立てたいと考えております。なお、本調査は５年に一度の頻度で実施している悉皆調査で、今回の調査は平成２４年度に引き続いて実施するものです。

つきましては、貴管下の弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室を設置する小学校及び中学校の学校長様宛に、調査の依頼をさせていただきましたので、ご了知いただきますとともにご高配くださいますようお願い申し上げます。

なお、調査に関する具体的な事項につきましては、弱視特別支援学級あるいは弱視通級指導教室に在籍する児童生徒の状況や、ICTの活用状況、視覚障害教育の専門性向上のための研修等でございます。また、本調査でご回答いただきました個別情報は部外秘とし、公表いたしません。

【本件に関するお問い合わせ先】
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
〒239-8585　神奈川県横須賀市野比 5-1-1
研究企画部　主任研究員
土井　幸輝
TEL：046-839-6849、E-mail：doi@nise.go.jp
発達障害教育推進センター　研究員
西村　崇宏
TEL：046-839-6866、E-mail：nishimura@nise.go.jp

特研班第５－１号
平成２９年１０月１８日

全国小・中学校弱視特別支援学級及び
弱視通級指導教室設置校　学校長　様

独立行政法人　国立特別支援教育総合研究所
理事長　宍戸　和成
（公印省略）

平成２９年度弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査について（依頼）

日頃より弱視児童生徒の教育及び研究につきましては格段のご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

本研究所では、本年に各都道府県・指定都市教育委員会様のご協力により、他の障害種を含め、全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況を調査いたしました。さらに、この設置状況調査結果をもとにしながら、各設置校の在籍状況を把握することにより、我が国の弱視教育研究に役立てたいと考えております。なお、本調査は５年に一度の頻度で実施している悉皆調査で、今回の調査は平成２４年度に引き続いて実施するものです。

つきましては、貴校の弱視特別支援学級あるいは弱視通級指導教室の在籍状況を、別紙調査用紙にご記入の上、ご返送いただければ幸いに存じます。

なお、本調査でご回答いただきました個別情報は部外秘とし、公表いたしません。

調査用紙は、同封いたしました返信用封筒にて、**平成２９年１１月１７日**までにご返送下さいますようお願いいたします。

ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
〒239-8585　神奈川県横須賀市野比 5-1-1
研究企画部　主任研究員
土井　幸輝
TEL：046-839-6849、E-mail：doi@nise.go.jp
発達障害教育推進センター　研究員
西村　崇宏
TEL：046-839-6866、E-mail：nishimura@nise.go.jp

調査票の記入について

＜弱視特別支援学級用＞

● 調査票の構成

・　調査票は以下の２部構成となっています。
　調査票Ⅰ：児童生徒の障害状態と学習状況等に関する質問
　調査票Ⅱ：担当者のプロフィールと ICT の活用状況、視覚障害教育の専門性向上のための研修等に関する質問
・ 大変お手数をお掛けいたしますが、調査票Ⅰと調査票Ⅱの両方に回答して下さい。

● 記入にあたって

・ ご記入頂いた調査票の個別の情報については**部外秘**とし、公表いたしませんので、ご協力をお願いいたします。
・ 調査票への記入は、**平成２９年１０月１日現在**の状況でお願いいたします。
・ 該当する項目が**複数ある場合**には、**すべてに○**をつけて下さい。
・ 児童生徒の氏名欄には**イニシャル**もしくは**アルファベット等の記号**で記入して下さい。
・ 調査票が不足する場合は、大変お手数ですがコピーをとっていただき不足がないように記入してくださいますようお願いいたします。
・ 調査票に記載されている用語につきましては、以下の説明をご参照下さい。
・ メールアドレスをお書きいただく場合は、担当者個人のものではなく学校あるいは弱視特別支援学級用のものをお書き下さい。
・ 本調査の記入に要する時間は３０分～１時間程度です。

● 調査票に記載されている用語の解説と記入の仕方

【矯正視力と最大視認力について】

矯正視力

眼鏡、あるいはコンタクトレンズを装用した状態で検査した遠距離視力（５ｍの距離から測定した視力）を指しています。

最大視認力（最小可読視標）

最も小さな視物を認知する能力の指標のことで、最小可読視標とも呼ばれています。

最大視認力の検査の方法は、近距離視力用のランドルト環単一視標を用いて、児童生徒の最も見やすい視距離で検査し、どれだけ小さな視標を認知できたかを、①認知することのできた視標の値、②その時の視距離、③左右どちらの眼で見ているか、について記録します。

【使用文字について】

普通文字

点字に対する通常の文字を指しています。盲学校等では点字に対して「墨字」とも呼ばれています。

併用

何らかの事情で、普通文字と点字を併用している場合に選択してください。

困難

視覚障害の他に知的障害などの障害があるために、学習手段として文字の指導、あるいは文字の習得が困難な場合に選択してください。

【視覚補助具について】

欄中に書かれている選択肢は以下の視覚補助具を表しています。

対象の児童生徒が使用しているものすべてを○で囲んで下さい。

遠＝遠用弱視レンズ（単眼鏡）
近＝近用弱視レンズ（ルーペ）
拡１＝据え置き型の拡大読書器（ＣＣＴＶ）
拡２＝ハンディ型（手持ち式）の拡大読書器（ＣＣＴＶ）
遮＝遮光眼鏡

【使用教科書について】

検定教科書

文部科学省の検定を受けた教科書のことで、小・中学校で使用されている、いわゆる通常の教科書を指しています。ここでは「拡大教科書」や「拡大写本」と対比して、この用語を用いています。

拡大教科書

学校の設置者が弱視の児童・生徒用の教科書として採択した場合に、無償給与される拡大教科書のことで、教科書発行者等から出版されているものを指しています。

平成 24 年度現在、小・中学校用の全ての教科書が拡大教科書としても発行されています。

拡大写本

ボランティアグループ等が検定教科書を原本として、手書き、あるいはコンピューター、拡大コピー等を用いて作成した、いわゆる手作りの拡大教科書を指しています。

附則９条一般図書

学校教育法附則第９条の規定により選定される教科書図書のことで、教科書として発行されたものでない一般図書の中から教科書の代わりに使うことのできる図書を指します。以前は、いわゆる「107 条本」と呼ばれていた書籍のことです。

【学習状況について】

個別指導時数

自立活動の指導や特定の教科の指導など、弱視特別支援学級において個別に指導を行っている**週あたりの時数**を記入してください。

交流時数

いわゆる「交流学級」において、交流及び共同学習を行っている**週あたりの時数**を記入してください。

交流をおこなっている教科・領域

いわゆる「交流学級」において交流及び共同学習を行っている**教科名、各領域における活動名をすべて**記入してください。記入の際には例に示したとおり、教科名等を短縮した形で表記していただいても差し支えありません。

【教科書の使用状況の詳細について】

ここでは、当該の児童生徒が使用している教科書の種類（検定教科書、拡大教科書、拡大写本）と拡大教科書と拡大写本のポイント数（文字の大きさ）について、教科ごとの使用状況を記入していただく設問となっています。

例にならって該当するものすべてを〇で囲むか、拡大写本を使用している教科については、ポイント数をお書き下さい。

なお、拡大写本を使用している場合は文字の大きさ以外の配慮が施されている場合があります。その場合は、欄外に簡潔にその配慮点を記載して下さい。

（例：図表の作り直し、白黒反転など）

平成２９年度　全国小･中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査票（調査票Ⅰ）

小学校弱視特別支援学級用

学校名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※記入例にならって該当する番号等を○で囲むか、あるいは必要事項をご記入ください。

	児童名	学 年	性別	矯正視力	使 用 文 字	使用教科書	学 習 状 況
例	ＭＴ	５	(男) 女	右（ 0.3 ） 左（ 0.1 ）	(普通文字) 点字 併用 困難	(検定教科書) (拡大教科書)	個別指導時数 （ １４ 時間／週） 交 流 時 数 （ １３ 時間／週）
				最大視認力	視覚補助具	拡大写本	交流をおこなっている教科・領域
				1.0 ／ 4cm ／ (左)	(遠) 近 拡１ (拡２) 遮	附則９条図書	社、理、体、音、図、学活、総合

教科書の使用状況の詳細

	国語	書写	社会	地図	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	保健
検定	(－)	(－)	－	－	(－)	－	－	－	(－)	－	－
拡大教科書	18p 22p (26p) ~~30p~~	18p 22p 26p 30p	18p 22p (26p) ~~30p~~	(A4判) AB判	18p 22p (26p) ~~30p~~	18p ~~22p~~ (26p) ~~30p~~	22p 26p 30p	18p ~~22p~~ (26p) ~~30p~~	18p 22p 26p 30p	22p	18p 22p (26p) ~~30p~~
写本	P	P	P	P	P	P	P	P	P	２６ P	P

平成２９年度　全国小･中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査票（調査票Ⅰ）

中学校弱視特別支援学級用

学校名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※次のページの記入例にならって該当する番号等を〇で囲むか、あるいは必要事項をご記入ください。

	生徒名	学 年	性別	矯正視力	使 用 文 字	使用教科書	学 習 状 況
例	ＭＴ	２	(男) 女	右（ 0.3 ） 左（ 0.1 ）	(普通文字) 点字 併用 困難	(検定教科書) (拡大教科書)	個別指導時数 （ １４ 時間／週） 交 流 時 数 （ １３ 時間／週）
				最大視認力	視覚補助具	拡大写本	交流をおこなっている教科・領域
				1.0 ／ 4cm ／ 左	(遠) 近 拡 (1) (拡２) 遮	附則９条図書	社、理、英、体、音、美、学活、総合

教科書の使用状況の詳細

	国語	書写	地理的分野	歴史的分野	公民的分野	地図	数学	理科	音楽	器楽合奏	美術
検定	(－)	(－)	－	－	－	－	(－)	－	－	－	(－)
拡大教科書	~~18p~~ (22p) ~~26p~~	18p 22p 26p	18p 22p 26p	~~18p~~ (22p) ~~26p~~	18p 22p 26p	Ａ4判 (ＡＢ判)	~~18p~~ (22p) ~~26p~~	~~18p~~ (22p) ~~26p~~	18p ~~22p~~ (26p)	18p ~~22p~~ (26p)	18p 22p 26p
写本	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	３０ P

	保健体育	技術分野	家庭分野	英語
検定	(－)	(－)	(－)	－
拡大教科書	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	~~18p~~ (22p) ~~26p~~
写本	P	P	P	P

調査票の記入について
＜弱視通級指導教室用＞

● 調査票の構成

・ 調査票は以下の２部構成となっています。
　調査票Ⅰ：児童生徒の障害状態と学習状況等に関する質問
　調査票Ⅱ：担当者のプロフィールと ICT の活用状況、視覚障害教育の専門性向上のための研修等に関する質問
・ 大変お手数をお掛けいたしますが、調査票Ⅰと調査票Ⅱの両方に回答して下さい。

● 記入にあたって

・ ご記入頂いた調査票の個別の情報については**部外秘**とし公表いたしませんので、ご協力をお願いいたします。
・ 調査票への記入は、**平成２９年１０月１日現在**の状況でお願いいたします。
・ 該当する項目が**複数ある場合**には、**すべてに○**をつけて下さい。
・ 児童生徒の氏名欄には**イニシャル**もしくは**アルファベット等の記号**で記入して下さい。
・ 調査票が不足する場合は、お手数ですがコピーをとっていただき不足がないように記入してくださいますようお願いいたします。
・ 調査票に記載されている用語につきましては、以下の説明をご参照下さい。
・ 本調査の記入に要する時間は３０分～１時間程度です。

● 調査票に記載されている用語の解説と記入の仕方

【矯正視力について】

矯正視力

眼鏡、あるいはコンタクトレンズを装用した状態で検査した遠距離視力を指しています。

最大視認力（最小可読視標）

最も小さな視物を認知する能力の指標のことで、最小可読視標とも呼ばれています。

最大視認力の検査の方法は、近距離視力用のランドルト環単一視標を用いて、児童生徒の最も見やすい視距離で検査し、どれだけ小さな視標まで認知できたかを、①認知することのできた視標の値、②その時の視距離、③左右どちらの眼で見ているか、について記録します。

【使用文字について】

普通文字

点字に対する通常の文字を指しています。盲学校等では点字に対して「墨字」とも呼ばれています。

併用

何らかの事情で、普通文字と点字を併用している場合に選択してください。

困難

視覚障害の他に知的障害などの障害があるために、学習手段として文字の指導、ある

いは習得が困難な場合に選択してください。

【視覚補助具について】

欄中に書かれている選択肢は以下の視覚補助具を表しています。

対象の児童生徒が使用しているものすべてを○で囲んで下さい。

遠＝遠用弱視レンズ（単眼鏡）
近＝近用弱視レンズ（ルーペ）
拡１＝据え置き型の拡大読書器（ＣＣＴＶ）
拡２＝ハンディ型（手持ち式）の拡大読書器（ＣＣＴＶ）
遮＝遮光眼鏡

【使用教科書について】

検定教科書

文部科学省の検定を受けた教科書のことで、小中学校で使用されている、いわゆる通常の教科書を指しています。ここでは「拡大教科書」や「拡大写本」と対比して、この用語を用いています。

拡大教科書

学校の設置者が弱視の児童・生徒用の教科書として採択した場合に、無償給与される拡大教科書のことで、教科書会社等の出版社から出版されているものを指しています。

平成 24 年度現在、小・中学校用の全ての教科書が拡大教科書としても発行されています。

拡大写本

ボランティアグループ等が検定教科書を原本として、手書き、あるいはコンピューター、拡大コピー等を用いて作成した、いわゆる手作りの拡大教科書を指しています。

【指導時数及び指導形態について】

指導時数

記入例にならって、**１週間あたりの指導回数と、その際の合計の指導時数**を記入してください。

指導内容

記入例にならって、当該児童生徒に対して行っている自立活動や教科の補充等の指導内容を記入してください。

自校通級

弱視通級指導教室を開設している学校の児童生徒が指導をうけている形態を指しています。

他校通級

弱視通級指導教室を開設している学校以外の児童生徒が指導を受けている形態を指しています。

巡回指導

弱視通級指導教室の担当教師が弱視児童・生徒の在籍する学校を巡回し、個別指導や交流及び共同学習における、いわゆる入り込みの支援や、個別に自立活動などの指導をおこなうような指導形態を指しています。

教育相談

弱視通級指導教室以外の幼児・児童・生徒に対して、弱視通級指導教室の担当教師が

定期的にあるいは不定期に教育相談を行う形態を指しています。

【教科書の使用状況の詳細について】

ここでは、当該の児童生徒が使用している教科書の種類（検定教科書、拡大教科書、拡大写本）と拡大教科書と拡大写本のポイント数（文字の大きさ）について、教科ごとの使用状況を記入していただく設問となっています。

例にならって該当するものすべてを〇で囲むか、拡大写本を使用している教科については、ポイント数をお書き下さい。

なお、拡大写本を使用している場合は文字の大きさ以外の配慮が施されている場合があります。その場合は、欄外に簡潔にその配慮点を記載して下さい。

（例：図表の作り直し、白黒反転など）

平成２９年度　全国小･中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査票（調査票Ⅰ）

小学校弱視通級指導教室用

学校名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※記入例にならって該当する番号等を〇で囲むか、あるいは必要事項をご記入ください。

	児童名	学　年	性別	矯正視力	使　用　文　字	使用教科書	指導時数及び指導形態
例	ＭＴ	５	(男) 女	右（　0.3　） 左（　0.1　）	(普通文字)　点字 併用　困難	(検定教科書) (拡大教科書)	指導時数　２　回、　６　時間／週 指導内容　弱視レンズ指導、　算数、国語
				最大視認力	視覚補助具	拡大写本	自校通級　(他校通級)
				1.0 ／ 4cm ／ 左	(遠)　近　拡１　(拡２)　遮	附則９条図書	巡回指導　教育相談

教科書の使用状況の詳細

	国語	書写	社会	地図	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	保健
検定	(－)	(－)	－	－	(－)	－	－	－	(－)	－	－
拡大教科書	18p 22p (26p) ~~30p~~	18p 22p 26p 30p	18p 22p (26p) ~~30p~~	(A４判) ＡＢ判	18p 22p (26p) ~~30p~~	18p ~~22p~~ (26p) ~~30p~~	22p 26p 30p	18p ~~22p~~ (26p) ~~30p~~	18p 22p 26p 30p	22p	18p 22p (26p) ~~30p~~
写本	P	P	P	P	P	P	P	P	P	２６　P	P

平成２９年度　全国小･中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査票（調査票Ⅰ）

中学校弱視通級指導教室用

学校名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※次のページの記入例にならって該当する番号等を〇で囲むか、あるいは必要事項をご記入ください。

	生徒名	学 年	性別	矯正視力	使 用 文 字	使用教科書	指導時数及び指導形態
例	ＭＴ	２	(男) 女	右（ 0.3 ） 左（ 0.1 ）	(普通文字) 点字 併用 困難	(検定教科書) (拡大教科書)	指導時数 ２ 回、 ６ 時間／週 指導内容 弱視レンズ指導、 数学、 国語
				最大視認力	視覚補助具	拡大写本	自校通級 (他校通級)
				1.0 ／ 4cm ／ 左	(遠) 近 拡１ (拡２) 遮	附則９条図書	巡回指導 教育相談

教科書の使用状況の詳細

	国語	書写	地理的分野	歴史的分野	公民的分野	地図	数学	理科	音楽	器楽合奏	美術
検定	(－)	(－)	－	－	－	－	(－)	－	－	－	(－)
拡大教科書	~~18p~~ (22p) ~~26p~~	18p 22p 26p	18p 22p 26p	~~18p~~ (22p) ~~26p~~	18p 22p 26p	Ａ4判 (ＡB判)	~~18p~~ (22p) ~~26p~~	~~18p~~ (22p) ~~26p~~	18p ~~22p~~ (26p)	18p ~~22p~~ (26p)	18p 22p 26p
写本	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	３０ P

	保健体育	技術分野	家庭分野	英語
検定	(－)	(－)	(－)	－
拡大教科書	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	~~18p~~ (22p) ~~26p~~
写本	P	P	P	P

調査票Ⅱ

平成２９年度　全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室担当者及び指導状況等に関する調査（調査票Ⅱ）

Ⅰ　担当者のプロフィール

１．性別　　男　　女

２．年齢　　２０歳代　　３０歳代　　４０歳代　　５０歳代

３．教職経験年数　　（　　）年

４．視覚障害教育経験年数　　（　　）年

５．担当校務分掌　　（　　）部
（　　）委員会
（　　）委員会

６．その他の校務
□　特別支援教育コーディネーター
□　校内委員会委員
□　外部教育相談担当
□　就学指導委員
□　その他（　　）

Ⅱ　ICT の活用状況について

担当する児童生徒の指導で活用している ICT 機器について, 当てはまるもの全てにチェックをしてください。また、**後ろに括弧がついている項目については、該当する機器の種類に〇をつけてください（複数選択可）。**

□　タブレット型コンピュータ（iOS（iPad 等）／Android／Windows／その他）
□　携帯情報端末（iPhone／iPod touch／Android／その他）
□　スキャナーで読みとった教科書等のデータ（PDF／テキストデータ／画像データ）
□　テレビやプロジェクタ等のコンピュータ画面を拡大表示させる機器
□　実物投影機
□　デジタルカメラ
□　電子黒板
□　DAISY 教科書※1
□　デジタル教科書※2
□　その他（　　）

※1　「DAISY」とは、Digital Accessible Information System の略で、視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにカセットに代わるディジタル録音図書の国際標準規格として、デイジーコンソーシアムにより開発と維持が行われている情報システムのことです。

※2　ここで「デジタル教科書」とは、現在使用している教科書に準拠し、教員が電子黒板等を用いて児童生徒へ指導する際に活用するデジタルコンテンツのことを示します。

Ⅲ　視覚障害教育の専門性向上のための研修について

視覚障害教育の専門性向上のための研修の内容として希望するものは何ですか。選択肢の中から、**優先順位の高いものを 3 つ選択**して、番号をご記入ください。

① 視覚障害教育の基礎理解（視覚障害児の発達と教育等）
② 視覚機能検査等の指導力（視機能とその障害，弱視児の見え方，視機能検査等に関する理解）
③ 触察等の指導力（触覚的認知，触知覚向上，空間概念形成に関する理解と指導）
点字の指導力（点字の読み書きに対する理解と指導）
④ 弱視児への指導（視知覚向上，弱視児に適した視覚補助具・拡大教材と文字指導等に対する理解と指導）
⑤ 各教科の指導力（各教科における特有の指導内容や指導上の配慮）
⑥ 歩行等の自立活動の指導力
⑦ 生活指導の指導力（より快適な日常生活を過ごすための生活指導）
⑧ 重複障害児の指導（視覚障害を伴う重複障害児の理解と指導）
⑨ ICT を活用した指導
⑩ その他

優先順位１位 ＿＿＿（　　）
優先順位２位 ＿＿＿（　　）
優先順位３位 ＿＿＿（　　）

※その他を選択した場合は、括弧に詳細をご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

研究班活動による調査

全国小・中学校弱視特別支援学級及び
弱視通級指導教室実態調査

平成 29 年度

研究成果報告書

研究代表者　土井　幸輝

平成 30 年 3 月
著作　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
発行　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
〒239-8585
神奈川県横須賀市野比 5 丁目 1 番 1 号
TEL：046-839-6803
FAX：046-839-6918
URL：http://www.nise.go.jp